

カンボジア国
民法・民事訴訟法普及プロジェクト
終了時評価調査報告書

2016年8月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

産 公
J R
16-103

カンボジア国
民法・民事訴訟法普及プロジェクト
終了時評価調査報告書

2016年8月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

民法・民事訴訟法普及プロジェクト
終了時評価調査
報告書目次

第1章 調査実施の背景・目的	1
1-1 調査の背景	1
1-2 調査の目的	2
1-3 調査団の構成.....	2
1-4 調査日程.....	3
1-5 主要面談者.....	4
第2章 プロジェクトの実績と現況	5
2-1 投入実績（日本側・カンボジア側）	5
2-2 アウトプット（成果）の達成状況.....	7
2-3 プロジェクト目標の達成見込み.....	10
2-4 上位目標の達成見込み	11
2-5 プロジェクトの実施プロセス	12
第3章 現行プロジェクトの評価結果	13
3-1 妥当性.....	13
3-2 有効性.....	13
3-3 効率性.....	14
3-4 インパクト	14
3-5 持続性.....	15
3-6 終了時評価の結論	15
第4章 提言及び教訓	16
4-1 提言	16
4-2 教訓	17
付属資料	
Annex 1: 署名済 MM.....	21
Annex 2: 民法・民事訴訟法普及実績表.....	22
Annex 3: 評価グリッド.....	38
Annex 4: 質問票.....	42

略語表

BAKC	Bar Association of Kingdom of Cambodia
CC	Civil Code
CCP	Code of Civil Procedure
DAC	Development Assistance Committee
JICA	Japan International Cooperation Agency
JWG	Joint Working Group
LACC	Law on application of the Civil Code
LTC	Center for Lawyers Training and Legal Professional improvement of BAKC
MLMUPC	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction
LJDP	Legal and Judicial Development Project
MOJ	Ministry of Justice, the Royal Government of Cambodia
ODA	Official Development Assistance
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development
PDM	Project Design Matrix
Q&A	Question and Answer
RAJP	Royal Academy for Judicial Professions
R/D	Record of Discussions
RSCC	Royal School for Court Clerks
RSJP	Royal School for Judges and Prosecutors
RULE	Royal University of Law and Economics
WG	Working Group

第1章 調査実施の背景・目的

1-1 調査の背景

カンボジアにおいては、20年にわたる内戦により、1991年の内戦終結時には既存の司法制度が壊滅状態にあり、法曹人材も一桁程度しか生存していないと言われる状況であった。このような中、カンボジア政府は、「法の支配」の確立のための法整備・法司法改革を国家の重要課題の一つとして位置づけてきた。

JICAは、かかる状況下、1991年から現在まで12年に亘り、民法及び民事訴訟法の起草を法制度整備プロジェクトフェーズ1（1999年～2003年）にて、また両方の立法化と付随法令の起草をフェーズ2（2004年～2008年）にて、更に両法案がカンボジア国内において適切に運用されるために必要となる関連法令の起草及び普及活動をフェーズ3（2008～2012年）にて、一貫して支援してきた。

また、司法省を通じた支援に加え、弁護士会及び弁護士養成校並びに王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors、「以下RSJP」）に対して、法曹人材の育成支援を進めてきた。2013年末時点の同国の法曹人口は1,100名（裁判官266名、検察官146名、弁護士861名（うち女性152名））にのぼる。

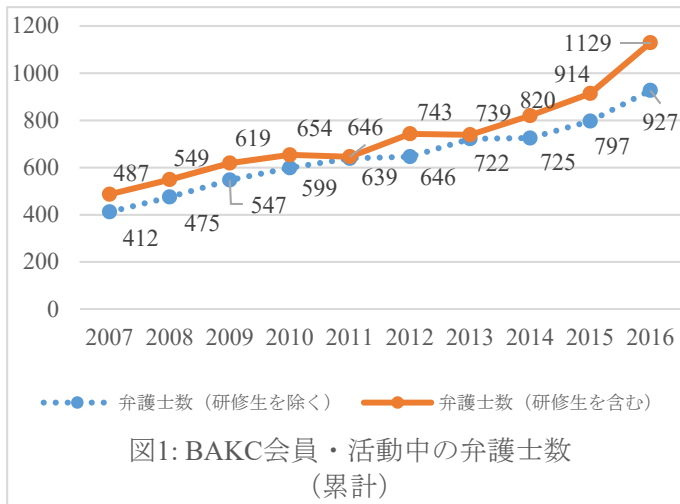
JICAが起草を支援した民法は、2007年の成立後、関連法令の整備を経て、2011年12月に適用開始となった。このように整備された法律の適切な運用を確保するためには、特に運用の中心的役割を担う裁判官、弁護士、司法省職員等が民法・民事訴訟法の理解をさらに深めることが必要であった。

この認識の下、2012年4月から5年間の協力期間にて、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）、カンボジア弁護士会（BAKC）、王立法律経済大学（RULE）の中核人材が民法・民事訴訟法を始めとする民事法を体系的に理解し、その適切な解釈と自立的な運用ができる能力を強化することを目指して、民法・民事訴訟法普及プロジェクトを実施している。現在、直営の長期専門家4名（チーフ・アドバイザー、人材養成（民事法理論）、人材養成（民事法実務）、業務調整）を派遣中である。

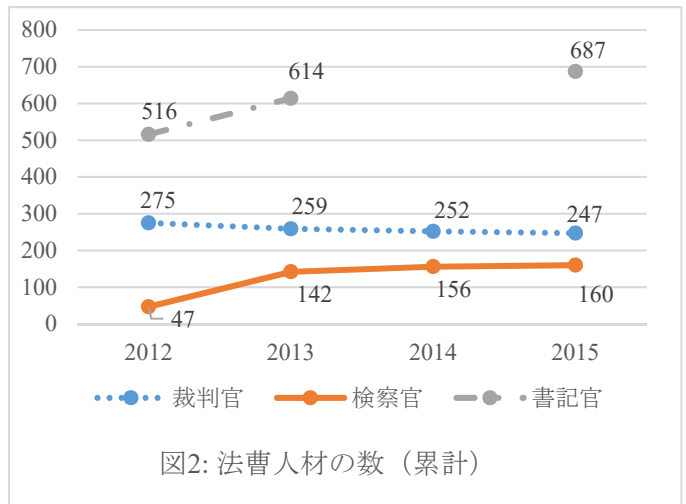
2014年8月に実施した中間レビューにおいては、プロジェクトの枠組みに関するカンボジア4機関（司法省、王立司法学院、弁護士会、法律経済大学）間の文書締結が遅れたことにより、プロジェクト活動の実質的な開始が数か月遅れたものの、その後は、プロジェクトは概ね計画どおりに着実に実施されていることが確認された。また、残りプロジェクト期間の活動においては、普及マテリアル等の成果品の取りまとめや中核人材であるワーキンググループメンバーが講師を務める普及セミナー実施をより一層促進していくことなどの提言が確認された。

今回実施する終了時評価調査は、2017年3月のプロジェクト終了を控え、C/P機関と合同で本プロジェクト活動の実績、目標達成度、成果を評価し、今後の方向性について確認して、合同評価報告書に取りまとめるとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

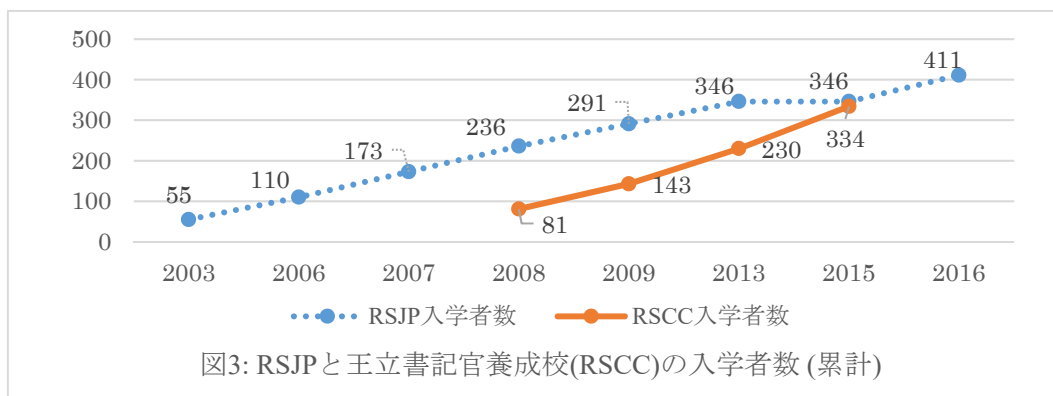
尚、カンボジアにおける法曹人材およびRAJPの学生数の現状を以下に示す。



出所：終了時評価調査団/JICA 専門家



出所：終了時評価調査団/JICA 専門家



出所：終了時評価調査団/JICA 専門家

1-2 調査の目的

現行プロジェクト終了まで残り8ヶ月に迫ったことを踏まえ、これまでの実績及び成果を整理するとともに、評価5項目の観点からの終了時評価を行い、教訓などを取りまとめるとともに、残りのプロジェクト期間における活動実施について、必要な改善提案を行い、カンボジア側実施機関と協議して共通認識を形成する。

終了時評価結果については、ミニッツに取りまとめて司法省と署名する。

なお、本プロジェクト期間終了後の2017年4月以降、新たな協力を実施する予定もあることから、関係機関との協議やヒアリングを通じて、同協力実施に必要な情報収集や協議も併せて実施する。

1-3 調査団の構成

	氏名	担当業務	所属・職位	日程
1	大久保 晶光	総括	JICA 法・司法チーム課長	8/2-8/9
2	磯井 美葉	法整備支援	JICA 国際協力専門員	7/31-8/9
3	内山 淳	法曹養成	法務省法務総合研究所国際協力部教官	7/31-8/9
4	金田 雅之	評価企画	JICA 法・司法チーム職員	7/31-8/9
5	備後 洋	評価分析	コンサルタント(CDC インターナショナル)	7/24-8/9
6	天川 芳恵	通訳	通訳 (翻訳センターパイオニア)	7/26-8/9

1-4 調査日程

Day	日時	実施事項
1	2016/7/24 日	(コンサルタント団員プノンペン着)
2	2016/7/25 月	9:00～10:30 プロジェクト専門家との打合せ 14:15 プロジェクト専門家からのヒアリング
3	2016/7/26 火	9:00～10:00 Mr. Kai Hauerstein (司法省アドバイザー) 面談場所：司法省 JICA プロジェクト事務所 14:30～15:00 金武絵美子氏 (国土管理・都市計画・建設省(MLMUPC)アドバイザー) 面談場所：MLMUPC、305 号室) (通訳団員：プノンペン着)
4	2016/7/27 水	8:30～9:00 司法省/起草班WGメンバー聞き取り
5	2016/7/28 木	9:00～10:45 H.E. Bun Honn (カンボジア王国弁護士会会長) 11:00～12:00 RAJP WG メンバー・ヒアリング 15:30～16:45 RULE WG メンバー・ヒアリング 以上、面談場所：司法省会議室
6	2016/7/29 金	10:15～12:00 BAKC WG メンバー・ヒアリング 13:00～14:00 MOJ WG メンバー・ヒアリング 以上、面談場所：司法省会議室
7	2016/7/30 土	資料整理
8	2016/7/31 日	資料整理 (官団員：プノンペン着)
9	2016/8/1 月	8:00～9:00 団内打合せ 9:00～11:30 プロジェクト専門家との打合せ 14:00～17:30 資料整理 / (公証人法起草班見学) 以上、面談場所：司法省会議室
10	2016/8/2 火	14:30～17:30 H.E. Chan Sotheavy (司法省次官) 面談場所：司法省会議室 (団長：プノンペン着)
11	2016/8/3 水	9:00～10:45 H.E. Chhorn Proloeng (RAJP 学院長) ほか 面談場所：王立司法学院会議室 11:30～12:30 H.E. You Bunleng (控訴裁判所長) 面談場所：控訴裁判所 ブンレン所長執務室 14:30～15:15 H.E. Dith Munty (最高裁判所所長) 面談場所：最高裁判所会議室 16:30～17:30 JICA カンボジア事務所
12	2016/8/4 木	14:45～16:30 H.E. Lim Voan (MLMUPC 次官) 面談場所：MLMUPC 会議室
13	2016/8/5 金	9:00～10:15 H.E. Luy Channa (RULE 学長) 場所：王立法律経済大学 14:00～17:30 団内にて M/M 案準備 面談場所：司法省会議室
14	2016/8/6 土	資料整理・団内打合せ
15	2016/8/7 日	資料整理・団内打合せ
16	2016/8/8 月	9:00～16:30 ソティアビ司法省次官との MM 最終協議 面談場所：司法省会議室
17	2016/8/9 火	9:30～ 大使館報告 11:00～ JICA 事務所報告 15:30～ M/M 署名式 (司法大臣、団長) (プノンペン発)

1 - 5 主要面談者

S/N	所属機関	職位・部署	氏名	備考
1	MOJ	Minister	H.E. Ang Vong Vathana	
2	MOJ	Secretary of State	H.E. Chan Sotheavy	
3	MLMUPC	Secretary of State	H.E. Lim Voan	
4	最高裁判所 (Supreme Court and General Prosecution Office, General Secretariat of Administration)	President	H.E. Dith Muntly	
5	控訴裁判所 (General Secretariat of Phnom Penh, Appeal Court Administration)	Director	H.E. You Bunleng	
6	RAJP	President	H.E. Chhorn Proloeuang	
7	RULE	Rector	H.E. Luy Channa	
8	BAKC	President	Mr. Bun Honn	
9	MOJ	Advisor	Mr. Kai Hauerstein	
10	MLMUPC	Advisor	Ms. Kanetake Emiko	
11	MOJ	Prosecutor	Mr. Tith Rithy	WG member
12	MOJ	Director, Department General of Civil Affairs	Ms. Mao Phiron	WG member
13	MOJ	Deputy Chief, Department General of Civil Affairs	Mr. Hok Chansovannara	WG member
14	MOJ	Deputy Chief, Department General of Prosecution and Criminal Affairs	Mr. Ol Thirak	WG member
15	Supreme Court	Judge	Mr. Seng Neang	WG member
16	Appeal Court	Vice Director	Mr. Plang Samnang	WG member
17	BAKC	Lawyer	Mr. Iv Poly	WG member
18	BAKC	Lawyer	Ms. Tep Bophal	WG member
19	RULE	Vice Director (Graduate Program)	Dr. Hap Phalthy	WG member
20	RULE	Officer at Researching Office	Ms. Poly Pagna	WG member

第2章 プロジェクトの実績と現況

2-1 投入実績

終了時評価時点（2016年7月時点）の日本側、カンボジア側の投入は、以下の通りである。

2-1-1 日本側投入

(1) 専門家派遣

計11名の長期専門家とのべ28名の短期専門家が派遣された。長期専門家の派遣実績の詳細を表1、短期専門家の派遣実績の詳細を表2に示す。

表1：長期専門家派遣実績（2016年7月時点）

No	氏名（敬称略）	指導科目	出発日	帰国日
1	西村 恵三子	総括/人材育成（民事法）	2012/4/1	2012/9/30
2	松原 禎夫	総括/人材育成（民事法）	2012/9/1	2014/9/30
3	辻 保彦	総括/人材養成（民事法）	2014/9/24	2016/9/30
4	金武 絵美子	不動産登記共同省令起草・普及支援	2012/4/1	2013/4/15
5	高木 博巳	人材育成（民事法理論）	2012/4/1	2014/3/31
6	田宮 彩子	人材養成（民事法実務）	2012/4/1	2013/3/31
7	嶋貫 賢男	人材養成（民事法実務）	2013/3/18	2016/9/26
8	磯井 美葉	不動産登記共同省令普及	2013/4/1	2014/3/31
9	原 雅基	人材育成（民事法理論）	2014/4/1	2016/3/31
10	篠田 陽一郎	人材育成（民事法理論）	2016/3/31	2017/3/31
11	川口 裕子	業務調整	2012/8/27	2017/3/31

※西村専門家、金武専門家、田宮専門家、篠田専門家は本プロジェクト前後に、

別プロジェクトの専門家としても赴任

出所：終了時評価調査団/JICA 専門家

表2：短期専門家派遣実績（2016年7月時点）

No	氏名（敬称略）	指導科目	出発日	帰国日
1	新美 育文	民法（物権）	2012/8/26	2012/9/1
2	野村 豊弘	民法（物権・担保物権）	2012/8/26	2012/9/6
3	松本 恒雄	民法（担保物権）	2012/9/2	2012/9/8
4	辻 保彦	運営指導調査	2012/11/4	2012/11/9
5	南 敏文	現地セミナー（不動産登記理論）	2012/12/12	2012/12/22
6	朝山 直木	現地セミナー（不動産登記実務）	2012/12/17	2012/12/22
7	浦川 道太郎	現地セミナー（民法理論）	2012/12/18	2012/12/22
8	辻 保彦	現地セミナー（民法講義）	2013/1/27	2013/2/2
9	三浦 康子	現地セミナー（民法講義）	2013/1/27	2013/2/2
10	池田 辰夫	現地セミナー（民事訴訟・民事執行の実務）	2013/9/3	2013/9/7
11	上原 敏夫	現地セミナー（民事訴訟・民事執行の理論）	2013/9/3	2013/9/7
12	辻 保彦	運営指導（民事法普及）	2013/9/15	2013/9/21

13	辻 保彦	法整備支援	2013/12/15	2013/12/18
14	野村 豊弘	現地セミナー（不動産登記（担保物権））	2013/12/22	2013/12/28
15	南 敏文	現地セミナー（不動産登記（登記原則・相続登記））	2013/12/22	2013/12/25
16	浦川 道太郎	現地セミナー（不動産登記（物権））	2013/12/24	2013/12/28
17	辻 保彦	現地セミナー（民法1（債権者代位権等））	2014/3/11	2014/3/16
18	毛利 友哉	民法（不法行為）	2014/3/11	2014/3/16
19	辻 保彦	中間レビュー調査	2014/8/3	2014/8/12
20	野瀬 憲範	現地セミナー（判例公開）	2014/12/2	2014/12/6
21	松並 孝二	現地セミナー（判例公開）	2014/12/2	2014/12/5
22	内山 淳	民法	2015/3/1	2015/3/11
23	毛利 友哉	民法	2015/3/1	2015/3/10
24	内山 淳	不動産登記訴訟の実務	2015/6/30	2015/7/11
25	毛利 友哉	民事保全手続と登記実務	2015/6/30	2015/7/11
26	内山 淳	法整備支援	2015/12/18	2015/12/25
27	内山 淳	民事法1	2016/1/27	2016/2/3
28	湯川 亮	民事法2	2016/1/27	2016/2/3

出所：終了時評価調査団/JICA 専門家

(2) 通訳スタッフ派遣、プロジェクト・スタッフの配置

2016年7月時点で合計2名の通訳スタッフが本邦から派遣された（表3参照）。また、プロジェクト事務所は現時点で6名の現地スタッフを配置しており、その内5名は通訳として、1名は事務全般とロジ支援を担当している。

表3：通訳スタッフ派遣実績（2016年7月時点）

No	氏名（敬称略）	出発日	帰国日
1	諏訪井 廉	2012/8/26	2012/9/8
		2012/11/4	2012/11/7
		2012/12/22	2012/12/22
		2013/9/3	2013/9/7
		2014/8/3	2014/8/12
		2015/7/7	2015/7/11
		2016/1/27	2016/2/3
2	天川 芳恵	2014/12/2	2014/12/6
		2015/12/21	2015/12/25
		2016/7/26	2016/8/10

出所：終了時評価調査団

(3) 本邦研修

2016年6月時点で、計8回の本邦研修を実施した。4つの実施機関から計136名が参加した。本邦研修実績の詳細はAnnex 1 署名済MM Annex 7(2)を参照されたい。

(4) 在外事業強化費

2012年4月から2016年6月の期間において、在外事業強化費として合計約918千米ドルが支出された。予算はプロジェクト実施において適時に配賦された。

表4:在外事業強化費

	在外事業強化費支出項目	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度 (6月末迄)	合計
1	セミナー・研修開催費用 (プノンペン・地方・本邦 研修)	\$ 103,540.41	\$ 136,865.99	\$ 111,327.11	\$ 88,947.49	\$ 8,767.00	\$ 449,448.00
2	印刷費	\$ 28,908.37	\$ 58,940.54	\$ 37,721.74	\$ 17,525.68	\$ 9,836.35	\$ 152,932.68
3	事務所運営経費	\$ 45,422.77	\$ 52,804.09	\$ 101,770.68	\$ 103,634.12	\$ 12,381.57	\$ 316,013.23
4	合計	\$ 177,871.55	\$ 248,610.62	\$ 250,819.53	\$ 210,107.29	\$ 30,984.92	\$ 918,393.91

出所：終了時評価調査団/JICA 専門家

2-1-2 カンボジア側の投入

(1) C/P の配置

司法省大臣がプロジェクト・ディレクターを務め、司法省次官と RAJP 学長がプロジェクト・マネージャーを務めた。MOJ、RAJP、BAKC、RULE の各 4 機関にワーキング・グループのメンバー（以下、WG メンバー）が配置された。WG メンバーおよび起草班メンバーのリストを Annex 1 署名済 MM Annex 6 に示す。

(2) プロジェクト事務所

司法省と RAJP（プノンペン）にそれぞれプロジェクト事務所用の執務室が提供されており、電気代やインターネット等の必要な光熱費・通信料が司法省、RAJP により負担されている。

2-2 アウトプット（成果）の達成状況

4つのアウトプットの達成状況は、PDM の指標（Objectively Verifiable Indicators）、観察、プロジェクト関係者（C/P、日本人専門家等）からのフィードバックに基づき判断した。

(1) アウトプット（成果）1

MOJ（1）、RAJP（2）、BAKC（3）、RULE（4）にて民法・民事訴訟法を体系的に理解し、運用できる中核人材が育成される。

【指標】

- 1-1. ワーキング・グループ（以下、WG）体制が構築される。
- 1-2. WG 活動実績
- 1-3. WG での議論をまとめた会合議事録及び発表用資料が作成される。
- 1(1)-1. WG 活動を通じ、セミナー等でトレーナーとして講師を担える職員が養成される。
- 1(1)-2. WG 活動を通じ、セミナー等で活用できる普及用の資料が作成される。
- 1(2)-1. WG 活動を通じ、民法法理論の理解とその裁判実務への適用ができる教官候補生の養成状況
- 1(2)-2. WG での議論を通じ、主に裁判所での事例に基づいた民法関連教材が作成される。
- 1(3)-1. WG 活動を通じて、弁護士養成校にて講師を務めることのできる人材が養成される。
- 1(4)-1. WG 活動を通じて、新民法法を理解した大学講師が養成される。

- 4機関に WG を設置するため、2012年7月に司法省と3機関(RAJP、BAKC、RULE)の間で Memorandum of Understanding (MOU) が署名された。

- 民法・民事訴訟法に関するテーマは、各機関のマנדートを踏まえて WG 会合及びセミナーで着実にカバーされてきた。2016年7月30日において、これまで各 WG で扱った民法・民事訴訟法に関するテーマ一覧および、質問票の結果による WG メンバーが今後扱って欲しいテーマを Annex 2 民法・民事訴訟法普及実績表に示す。WG メンバーは、積極的に議論に参加し、発表を通じて WG 活動に貢献している。WG 活動の効果を最大限に高めるため、一部の機関では、出席率を踏まえて WG メンバーによる参加状況をモニタリングし、一部のメンバーの交代を行った。
- WG メンバーは、議論の成果を「Accomplishment of Legal and Judicial Development Project (Vol.1)」に取りまとめ、2015年12月に共同で出版した。同資料は JICA ホームページ上からも入手可能である。
- WG メンバーは、各機関で開催した普及セミナー（例：司法省による民法普及セミナー、RAJP による裁判官・書記官セミナー、BAKC 大規模・小規模セミナー、RULE セミナー）で講師を務めた。2016年6月時点における普及セミナー開催実績の概要を表 5 に示す。（詳細は、Annex1 署名済 MM Annex 7(7)～(10)を参照）

表 5：普及セミナーの実績概要（2016年6月時点）

開催機関・セミナー名称	実施回数	参加者（累計）
司法省民法普及セミナー	22	1,948
RAJP 裁判官セミナー	2	94
RAJP 書記官セミナー	20	599
BAKC 大規模セミナー	11	1,502
BAKC 小規模セミナー	13	820
RULE セミナー	4	800

出所：終了時評価調査団/JICA 専門家

- WG メンバーは、学校やセミナーで講義を行うことによって、他の法曹関係者や法律を学ぶ学生に知識を普及した。WG メンバーへの質問票とヒアリングの結果によれば、WG 活動を通じて、民法と民事訴訟法に関する WG メンバーの理解は深まった。他方で、議論すべき重要なテーマが残されているため、プロジェクト終了後も、JICA 専門家の支援が引き続き必要であるとの意見も寄せられた。

(2) アウトプット（成果） 2

司法省職員及び法曹が参加するジョイントワーキンググループ（以下、JWG）にて、各4機関ワーキング・グループの代表者による発表を通じて、関係者間で民法及び民事訴訟法に関する知識が共有され、実務上の問題に関する共通認識が形成されるとともに、議論された結果が資料として取りまとめられ、発表者が将来トレーナーとしての役割を担いうる能力が養成される。

【指標】

- 2-1. JWG 会合の開催実績
- 2-2. JWG 会合における発表内容
- 2-3. JWG 会合を通じての協議内容及び協議結果とりまとめ
- 2-4. JWG 会合での発表において、質問への適切な回答ができるなど、トレーナーとしての能力向上が確認される。

- フェーズ4より、4機関合同で実施する JWG 活動の枠組みが導入され、2016年5月時点において、計9回の JWG 会合が開催された（詳細は Annex 1 署名済 MM Annex 7(6)を参照）。プロジェクトが進むにつれて、より活発な議論が行われるようになり、JWG の枠組みは効率的に機能していることが確認された。JWG は4機関合同の取り組みとして、民事法の共通理解と解釈を図るための貴重な議論、

意見交換の場であるとの評価を得ている。

- JWG の発表内容と質疑応答の議事録は、2015 年 12 月に「Report of JWG (Vol.1-7)」として合同で取りまとめられた。
- 本邦研修が計 8 回実施され、4 機関の WG メンバーが合同で参加した(詳細は Annex 1 署名済 MM Annex 7(2)参照)。研修終了後、参加者は他のメンバーに対して、JWG 会合の場で研修の報告を行った。

(3) アウトプット (成果) 3

司法省が内部・外部からの照会や質問及び、民事関連法令の起草・改正、運用に対し、適切に対応する体制及び能力が整備、育成される。

【指標】

- 3-1. 照会・質問対応体制が整備される。
- 3-2. 司法省内の対応チームにて、内外からの質問・照会に関し、検討の上、回答案が作成される。
- 3-3. 必要に応じて日本人専門家チームに検討内容を整理した上で、照会し、より精度の高い回答を行う。
- 3-4. 司法省内検討チームにおいて、検討内容・回答結果等について、記録として保管・集積される。

- 司法省の民事担当の管理職員は、専門家チームと必要に応じて相談した上で、民事に関する質問・照会に対応してきた。また、効果的な知識の普及のため、司法省は独自にセミナーを開催し、質問・照会に関する回答を発表した。
- 夫婦財産契約登記省令が 2013 年 8 月に発令され、施行された。同省令と係る書式集が公表され、2014 年 2 月に夫婦財産契約登記省令普及セミナーを実施した際にも、関係省庁に配布した。その結果、省令の内容と手続きに関する関係者の理解が深まった。また、司法省内のジェンダー委員会にて同省令の基本的な考え方について普及を行った。さらに、司法省は同省令に関するテレビ番組の制作に携わり、2015 年 6 月と 8 月に計 16 回に亘って放送された。同省令に関連して、司法省の起草班は、JICA 専門家チームと相談した上で、費用に関する省令の草案を作成した。同草案は、経済財務省との協議待ちの状態である。
- 現在、各起草班会合にて、供託法と執行官法の草案の見直しを行っている。
- 司法省は、以下の法令に関する検討事項に関して JICA 専門家と協議を行った（協議のタイミングについては Annex 1 署名済 MM Annex 3 を参照）。
 - 司法改革基本三法
 - リース契約における民法の適用（カンボジア商工会議所）
 - 法人登記省令
 - 担保権実行にかかる執行文の付与機関の検討等
 - 民法と区分所有建物等の管理及び管理法人に関する指示書との整合性
 - 公証人法
 - 費用に関する省令（経済財務省）
 - 商業省による、民法・民事訴訟法・民法適用法改正の提案に関する議論

(4) アウトプット (成果) 4

民法関連不動産登記共同省令が成立し、適切な運用のために必要な知識の普及が行われる。

【指標】

- 4-1. 民法関連不動産登記共同省令の起草実績

4-2. 民法関連不動産登記共同省令の運用に必要な様式やマニュアル等の整備状況

4-3. 民法関連不動産登記共同省令に関する普及セミナーの実績

- フェーズ3では、民事訴訟法関連不動産登記共同省令が起草・発令された。フェーズ4では、民法関連不動産登記共同省令を、司法省と MLMUPC で立ち上げた共同コミッティ（通称、グループ No.1）にて起草し、同省令は2013年1月に発令された。
- 同共同省令に関する書式が共同コミッティでの会合を通じて整備され、承認後、2013年12月に公表された。以後、書式は MLMUPC で活用されている。
- 不動産登記共同省令に関する普及セミナーが5回実施され、その内3回は、コミッティ・メンバーがセミナーの講師を務めた。普及セミナーには、登記官、裁判官、書記官等が参加した。普及セミナーの詳細は Annex 1 署名済 MM Annex 7(3)を参照されたい。
- 2015年7月に実施した普及セミナーにおいて、参加者を対象に行ったアンケート結果によれば、セミナーの総合的な満足度の平均値は5点満点中4.7であった。
- MLMUPC 及び司法省は、以下の省令に関する検討事項について、JICA 専門家と協議を行った。
 - 未登記不動産の差押え及び保全処分に関する登記手続共同省令の草案検討（専門家による支援後、司法省と MLMUPC は起草作業を継続し、2014年11月に同省令を発令した。）
 - 民事訴訟法関連不動産登記共同省令に関する書式の見直し

(5) その他民法・民事訴訟法に関する普及活動

- 民法、民事訴訟法、不動産登記の普及セミナーに関して、本邦から専門家を招聘した現地セミナーを計10回、JICA 専門家によるセミナーを計4回開催した（詳細は Annex 1 署名済 MM Annex 7(1), 7(3)）。
- 教科書「民法への招待」のクメール語版が改訂・出版され、関係者に配布された。
- 2013年10月に RSJP の卒業生が、学生向けに模擬裁判を実施した。
- 2014年12月に2日間の判決公開セミナーを実施した。地方裁判所の代表者など約50名が参加した。
- 判決集のドラフトを作成した。

2-3 プロジェクト目標達成の見込み

プロジェクト目標:各関係機関の中核となる司法省職員、法曹、及び大学教員の、民事法に関する体系的理解が深まり、その適切な解釈・自立的な運用ができる能力が育成され、講師としてその知識を広く伝えることができるようになる。

【指標】

1. 司法省による民法・民事訴訟法及び関連法令の運用状況（※例：他省庁所管省令と民事法との整合性の確保が行われるようになった。）
2. 裁判所における民法・民事訴訟法及び関連法令の運用実態（※例：法令の適切な解釈に基づく判決がなされ、それに基づく執行が円滑に実施される。）
3. 司法省及び裁判所による民事法の運用のための改善取組がなされる。
4. 王立法・経済大学における講義を通じて、新民事法が学生に教えられる。

プロジェクト期間中のプロジェクト目標達成の見込みは、比較的高い。

- 指標 1：2-2（3）成果3で述べた通り、司法省は他省庁からの民法・民事訴訟法に関する照会・質問に対して JICA 専門家と相談した上で対応してきた（例：民法適用法の改正に伴う担保取引法に関する商業省との協議）。また、司法省 WG メンバーは、他省庁と、民法・民事訴訟法に関して議論する能力を向上させた。

- 指標 2：BAKC、RAJP の職員及び WG メンバーへのヒアリングによれば、RAJP は、民法・民事訴訟法に関する照会・質問を電話や手紙で受け付けており、その際に WG メンバーがその内容を WG 会合で議論をして回答していることから、WG メンバー以外の裁判官、検察官にも普及されている。裁判官は、新しい民法・民事訴訟法に基づき、より注意深く判決を行うようになった。また、WG 活動を通じて民法・民事訴訟法の理解が深まった結果、裁判官は以前行われていた不適切な慣行を改善した。
さらに、司法省は判決公開に向けた取り組みを進めており、裁判所における民法・民事訴訟法の適切な解釈、運用に貢献することが期待される。
- 指標 3：司法省は、供託法、執行官法、公証人法などの民法・民事訴訟法の付属法令の起草作業を集中的に実施している。また、司法省は本邦より専門家を招聘する現地セミナーのテーマに関して、より詳細な要望を提案するようになった。このことから、司法省が民事法の運用状況をモニタリングし、必要な課題の解決を図っていることが示唆される。
- 指標 4：RULE WG メンバーは、計 4 回 RULE セミナーを実施し、のべ約 800 名の学生が参加した。RULE 以外の WG メンバーも、非常勤講師として RULE で講義を行った。

2-4 上位目標達成の見込み

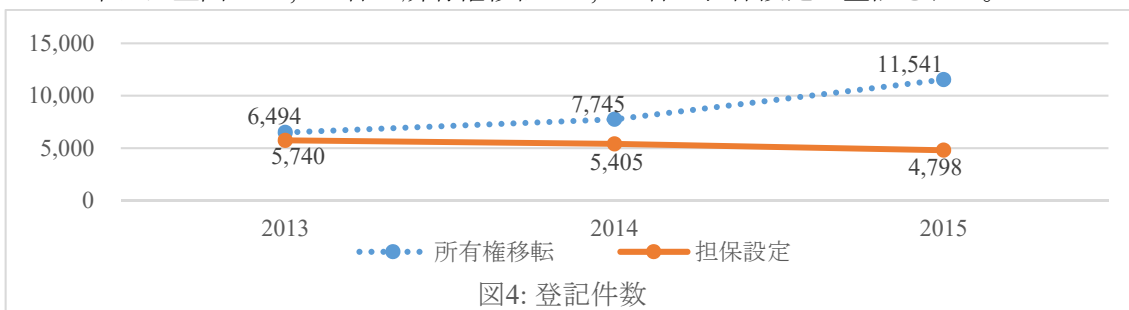
カンボジアが民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用し、かつ、将来自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行えるようになる。

【指標】

1. 民事紛争解決手続及び内容の改善状況
2. 関連法令の起草及び改定実績

上位目標の達成見込みは、中程度である。

- 指標 1：民事紛争解決手続及び内容の改善状況について、JICA 専門家、元専門家、C/P 及び WG メンバーへのヒアリングにより、以下のポジティブな変化を確認した。
 - 司法省 WG メンバーは、司法手続に関する照会・質問への対応能力を強化した。
 - BAKC の弁護士養成校（LTC）の講師の知識が向上した結果、LTC を卒業したばかりの若い弁護士でも訴状を適切に作成できるようになった。
 - 裁判官は民法・民事訴訟法に基づいて不適切な慣行を改善し、より注意深い判決を出せるようになった。
 - 不動産登記と申請に関する書式は、MLMUPC にて活用されている。
 - 2015 年には全国で 11,541 件の所有権移転と 4,798 件の担保設定が登記された。



出所：終了時評価調査団

他方で、民法・民事訴訟法の適切な実施において、以下のチャレンジを確認した。

- 強制執行の実務、担保権と保全処分の実行に関して、裁判官と登記官の理解に相違が見られる。

登記官が、関連法令及び手続きの適切な理解に欠けているため裁判所の決定に従わないケースや、判決自体が不適切なケースも見られる。

- 一部の銀行は、権利証を債務者に返還する新しい仕組みに馴染んでいない。
- 他省庁が司法省との適切な調整をせずに、また民法・民事訴訟法との整合性を十分に考慮せずに特別法の起草を行っている。
- 民法、民事訴訟法、民法適用法の付属法令をさらに整備する必要がある。
- 判決公開をモニタリングする適切な仕組みを作る必要がある。

➤ 指標 2：本プロジェクト（2012 年 4 月から 2016 年 7 月）において、以下の法令を起草支援した。

表 6：フェーズ 4 にて起草支援を行った法令一覧

起草法令一覧	実績・現在の状態
民法関連不動産登記共同省令	承認済、2013 年 1 月に発令
夫婦財産契約登記省令	承認済、2013 年 8 月に発令
未登記不動産の差押え及び保全処分に関する登記手続共同省令	承認済、2014 年 11 月に発令
法人登記省令	起草済
供託法	起草中
執行官法	起草中
公証人法	起草中

出所：終了時評価調査団/JICA 専門家

2-5 プロジェクト実施プロセス

プロジェクト活動は、開始当初に数か月遅れたが、その後は計画通りに実施された。

(1) プロジェクト実施の阻害要因：

- プロジェクトの枠組みに関するカンボジア側 4 機関による MOU 署名締結が、予想以上に時間を要したため、プロジェクト活動開始が遅延する要因となった。

(2) プロジェクト実施の貢献要因：

- 司法省、RAJP、BAKC、RULE の本プロジェクトに対する強いコミットメントが示された。司法大臣が議長を務め、各機関の代表者が参加する JCC が定期的で開催され、運営管理の枠組みとして適切に機能してきた。JCC 会合では、プロジェクト活動の進捗を共有し、課題や活動計画について協議を行った。
- 日本側とカンボジア側の司法省、RAJP、BAKC との関係は従前プロジェクトより確立されている。民法・民事訴訟法の起草から関係機関の能力強化まで、日本政府および各関係部会の継続的なコミットメントの結果、一貫した継続的な技術協力支援が可能であった。
- JWG や本邦研修においては、4 機関合同での実施とするアプローチを採用し、機関や立場を超えた議論や情報共有ができた。

第3章 現行プロジェクトの評価結果

評価5項目による評価結果の要約は下記のとおり。評価の5段階は、最も上位が「高い」、次いで「比較的高い」、「中程度」、「比較的低い」、「低い」となっている。

3-1 妥当性：「高い」

カンボジア国の開発政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次四辺形戦略(2008年～2013年)」、「第3次四辺形戦略(2014年～2016年)」および「国家開発戦略計画(2014-2018)」の中核としてグッド・ガバナンスが掲げられ、グッド・ガバナンスにおける最優先課題の一つとして、法・司法改革が位置付けられている。 司法省においても、Action Plan 2010～2013を策定している。
日本の政策との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(2013年5月)において重点国として明示。 カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー(2014年3月)および事業展開計画において、法整備支援プログラムに位置付けられている。 対カンボジア王国 国別援助方針(2012年4月)と整合している。
アプローチの適切性	<ul style="list-style-type: none"> カウンターパートとして、司法省、RAJP、弁護士会、RULEの4機関を対象としたことは、民法・民事訴訟法の普及の出発点として適切であった。 また、不動産登記共同省令(民法関連)に関する起草支援を通じて、MLMUPCにも民法・民事訴訟法が理解されつつある。 JWGや本邦研修においては、4機関合同での実施とするアプローチを採用し、機関を超えた議論や情報共有ができた。
他機関との調整・連携	<ul style="list-style-type: none"> 民法関連不動産登記共同省令の起草支援を通じて、司法省とMLMUPCの良好な関係が構築された。 未登記不動産の差押え及び保全処分に関する登記手続共同省令の起草検討をプロジェクトで支援後、MLMUPCは2014年11月に同省令を発令しており、不動産登記共同省令の適切な運用に向けた補完的な効果が期待される。

3-2 有効性：「比較的高い」

プロジェクト目標の達成	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの活動は開始当初に数か月遅れたものの、その後着実にプロジェクト目標に向けて進捗しており、達成が見込まれる。 扱ったトピックは必ずしも網羅的ではないものの、複雑な論点につき、専門家のサポートの下で議論することにより、民法・民事訴訟法に関する理解の向上とともに、法的思考が醸成されており、他者へのアウトプットを通じて、さらに理解が深まっている。 本邦研修では、一定の事案について、各種書式を作成するように「事
-------------	--

	<p>前の起案」を課すなどして、主体的な研修参加が確保されているとともに、研修中に起案を修正し、最終的に日本側から講評を受けることで、問題点への理解が深まっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● セミナー等の講師として民事法を講義することができる WG メンバーが徐々に育ってきており、プロジェクト目標への貢献が見込まれる。 ● 民法関連不動産登記共同省令が承認され、2013 年 1 月に発令された。
--	---

3-3 効率性：「高い」

日本側の投入の質、量、タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ● 法曹三者（弁護士、裁判官、検察官）をすべて含む専門家チームが派遣され、各 WG に対応した。 ● 2016 年度は、専門家 1 名の派遣が急きょ中止となったが、他の専門家の延長と協力により、活動は支障なく行われている。 ● 本邦研修が着実に実施された。 ● 適正規模のコスト負担にてプロジェクトが運営されてきた。
カンボジア側の投入の質、量、タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト・ディレクターとして、司法大臣がプロジェクト活動の効果的な運営に力強く支援をしてきた。 ● カウンターパートとして WG メンバーが配置され、多くのメンバーは活発に WG 活動に参加してきた。 ● WG メンバーが講師として開催されたセミナーでは、費用が適切に分担された。
活動の貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果達成のために十分な活動が計画され、実施されている。

3-4 インパクト（見込み）：「比較的高い」

上位目標達成の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ● 投入・アウトプットの実績、活動の状況に照らし合わせて、上位目標は、プロジェクトの効果として発現が見込まれる。
波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 普及活動の結果、民法・民事訴訟法および関連法令に関する投資家を始め、国民の理解が深まった。 ● 一部の司法省職員は、民法・民事訴訟法および関連法令に関して他省庁で講義を行った。 ● BAKC WG メンバーによって、若手法曹や学生向けの自主的なセミナーが LTC の会場で開催され、司法省、RAJP、RULE WG メンバーが参加している。 ● BAKC WG メンバーが、RAJP WG メンバーとともに、若手法曹や学生向けの自主的なセミナーを現時点で合計 12 回開催し、レジュメ集も出版した。講義中継やセミナー資料は Facebook で入手可能であり、2016 年 7 月時点にて 6,000 名以上が登録済である。

3-5 持続性（見込み）：「比較的高い」

政策・制度面	<ul style="list-style-type: none">カンボジア政府は、司法改革を「第3次四辺形戦略（2014年～2016年）」及び「国家開発戦略計画（2014-2018）」などの国家開発戦略の中心に位置付けている。司法改革基本三法も2014年5月に成立し、制度面での基盤が構築された。
組織・財政面	<ul style="list-style-type: none">実施機関にもよるが、財政面については、セミナーの継続的な実施において、現時点では必ずしも十分な手当・確保がなされてはいない。実施機関のプロジェクトに対するオーナーシップは、その積極的な取り組みに鑑み、概ね確保されている。
技術面	<ul style="list-style-type: none">WGメンバーは、WG活動、JWG活動を通じて民法・民事訴訟法に関する知識や、講師としての技術を向上させた。メンバーは、これら民事法のさらなる普及への貢献が期待される。本プロジェクトで作成された成果物が、民法・民事訴訟法のさらなる普及に活用されることが期待される。

3-6 終了時評価の結論

上述のとおり、プロジェクト目標はプロジェクト期間中に概ね達成される見込みであり、プロジェクトは予定どおり2017年3月に終了する。

第4章 提言及び教訓

4-1 提言

4-1-1 プロジェクト実施中に関する提言

(1) 民法・民事訴訟法のさらなる普及

司法省、RAJP、BAKC、RULE はセミナーを開催し、民法・民事訴訟法の普及を積極的に行ってきたが、4機関はそれぞれのマンデートに応じて、今後も継続的な普及活動の努力が期待される。

(2) 各WG・JWGの成果品作成

各WG活動とJWG活動の成果は、「Accomplishment of Legal and Judicial Development Project (Vol.1)」及び「Report of JWG (Vol.1-7)」として取り纏められ、2015年12月に出版された。今後も成果品の取り纏め、出版、そして成果品が活用されるよう継続的な努力が必要である。

(3) WG会合のテーマ

WG会合で扱うテーマは、メンバーのニーズ及び各機関のマンデートに応じて着実にカバーされてきた。Annex 8 (和文はAnnex 2、英文はAnnex 1 署名済MM Annex 8を参照) に示されるように、既にカバーされた、あるいはされていないテーマを踏まえ、各メンバーは今後も優先順位の高いテーマを継続的に選択することが期待される。

4-1-2 プロジェクト実施中と終了後に関する提言

(1) 書式の整備

本邦研修を通して、訴状や判決書などの書式を作成中である。プロジェクト実施中に、これらの書式が完成し、公表されることが期待される。プロジェクト終了後においても、民法・民事訴訟法および関連法令の適切な実施のため、さらなる書式の整備が必要である。

(2) 民事法の関連法令

民法・民事訴訟法および関連法令の適切な実施を促進するため、および整合性を確保するため、必要に応じてJICAの支援を受けた上で、民事法の関連法案起草作業を迅速に進めるよう、司法省の継続的な努力が期待される。

(3) 判決公開

判決において、民法・民事訴訟法および関連法令の適切な解釈と運用を促進するため、判決公開に向けた努力が求められる。

(4) 普及とモニタリング

上述の活動成果を普及するとともに、法令の運用についてモニタリングを行い、必要な措置を講じる必要がある。

4-2 教訓

プロジェクト実施において、各機関は、管理職員のリーダーシップと WG メンバーの積極的な姿勢が、実りのある成果を生み出すために欠かせないことを認識した。WG への高い出席率からも示唆されるように、積極的に WG の議論に関与するメンバーの配置を含む、プロジェクトに対する管理職員の強いコミットメントが、プロジェクト成功の主な要因の一つであると考えられる。さらに、日本人専門家チームと各カウンターパート機関の良好な関係および情報の共有は不可欠である。

付 属 資 料

1. Annex 1: 署名済MM
2. Annex 2: 民法・民事訴訟法普及実績表
3. Annex 3: 評価グリッド
4. Annex 4: 質問票

MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE TERMINAL EVALUATION TEAM AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF
CAMBODIA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE LEGAL AND JUDICIAL DEVELOPMENT PROJECT (PHASE 4)

The Japanese Terminal Evaluation Team (hereinafter referred to as “the Team”) organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), headed by Mr. Akimitsu Okubo, conducted a terminal evaluation from 25th July to 9th August 2016, on the Legal and Judicial Development Project (Phase 4) (hereinafter referred to as “the Project”).

During its stay in the Kingdom of Cambodia, the Team had a series of discussions with the Cambodian authorities concerned (hereinafter referred to as “the Cambodian side”), reviewed and evaluated the progress and the achievement of the Project jointly.

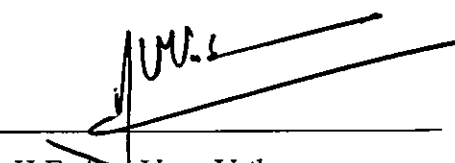
As a result of the discussions, the both sides came to reach a common understanding concerning the matters referred to in the document attached hereto.

Phnom Penh, 9th August, 2016



Mr. Akimitsu Okubo
Director

Law and Justice Team, Governance Group,
Japan International Cooperation Agency,
Japan



H.E. Ang Vong Vathana
Minister of Justice
Kingdom of Cambodia

民法・民事訴訟法 MOJ

2012年4月～2016年7月未まで

大テーマ	含まれるテーマ	WG	JWG	備考	
民法総則	1 民法の位置づけ				
	2 民法適用法	○		必要に応じて。14条（特別の占有）、41条（適用期日からの長期賃借権の存続期間）、55条（gageの取扱い）、80条（2001年土地法の一部改正）	
	3 私的自治、強行法規・任意法規	○			
	4 権利濫用、信義則				
人（自然人、住所、不在者、同時死亡）	5 権利能力、意思能力、行為能力	○			
	6 人格権とその侵害（差止め、損害賠償）				
	7 制限行為能力者の行為の効果（未成年者、被後見人、被保佐人）				
	8 相手方保護				
	9 不在者の財産管理				
	10 失踪宣告				
	11 同時死亡の推定（軽く）（*相続）				
	12 法人の定義と概念、社団法人と財団法人				
	13 有限責任と無限責任の意義				
	14 法人の設立登記、登記事項				
	15 法人の管理・運営、意思決定				
人（法人）	16 理事の権限・義務とその監督				
	17 代表の概念（代理との異同）、権限外行為の効果				
	18 社員の権利義務				
	19 計算書類				
	20 解散・清算と債権者保護				
	物権総則	21 物権と債権、物権の種類、物権の消滅	○13-2.3	○13-2.3	
		22 物、動産・不動産			
		23 主物と従物、元物と果実			
		24 物権法定主義、一物一権主義			
	物権変動	25 物権変動の意思主義、形式主義	○15-2		
		26 物権変動の対抗要件	○		
27 登記の公示力、公信力、推定力					
28 登記請求権		○			
所有権	29 所有権の範囲、相隣関係（*地役権）				
	30 所有権に基づく物権的請求権	○			
占有権	31 占有者の権利義務				
取得時効	32 時効制度の目的と理論、援用				
	33 取得時効				
	34 取得時効と登記				
	35 時効中断事由				
	36 動産所有権、善意取得				
	37 動産の取得時効				
	共有	38 共有の概念、準共有、互有			
39 共有者の権利義務					
40 共有物分割請求					
占有権	41 占有の態様と承継				
	42 占有保護請求権と本権との関係				
	43 無権限占有の効果				
	44 不動産の特別占有権	○	○	第3回JWGのトピック（不実の不動産登記と売買契約）	
用益物権	45 永借権の意義、効果	○	○	第4回JWGのトピック（不動産賃貸借・永貸借と当事者の変更）	
	46 用益権の意義、効果				
	47 使用権の意義・効果				
	48 居住権の意義・効果				
	49 地役権の意義・効果（*相隣関係）				
	50 民法適用法と土地法	○	○	第3回JWGのトピック（不実の不動産登記と売買契約）	
債務総則	51 債務の発生、種類	12-12、13-1、W120		選択債務と代物弁済の違い	
	52 法定利率				
	53 多数当事者の債権債務（*連帯債務）				
	54 条件・期限・期間	13-3			
意思表示の瑕疵	55 契約の分類、契約自由の原則	○	○	第5回JWGのトピック（危険負担）	
	56 契約の成立、申込みと承諾	○			
	57 意思表示の瑕疵（錯誤、詐欺、強迫、過剰利得行為）の各態様	○	○	第3回JWGのトピック（不実の不動産登記と売買契約）	
	58 意思表示の瑕疵と第三者	○			
	59 心裡留保、虚偽表示	○			
	60 公序良俗違反	○、W118		不法原因給付	
	61 原始的不能	○、W118		原始的不能	
	62 第三者保護	○			
	63 無効と取消	○、W119、W121、W130、W131、W137、W141、W143、W144-1、W144-2、W156(2.4.5)、W157(1.3~5)	JW7		無効と取消の違い、取消の効力と取消の方法（過及効の事例）、取消権の消滅時効と不当利得返還請求権の消滅時効の関係、取消権（範囲、制限能力者が法定代理人の同意を得て行う追認の可否、第7回JWGのトピック（取消権の消滅時効と不当利得返還請求権の消滅時効の関係）、法律行為の無効・取消、取消と追認、無効主張権（訴えの利益）（民法第74条？）
	64 追認	○、W132、W135、W136、W157(1.3~5)			取消し得る行為の追認、追認権者と追認ができる時期、法定追認、取消と追認
	代理	65 代理の要件と効果	W138、W139、W140、W141、W142、W144-4、W145-2、W150-4（内容不明）、W157(1.3~5)（内容不明）、W160-2		代理制度（代理権の授与、代理と委任の区別について。委任契約のみを締結した場合と、委任契約と代理権授与契約を併せて締結した場合）、代理権の範囲が定められていない事例、保存行為、性質を変更しない改良行為、性質を変更する改良行為の違い、代理権が制限される自己取引と双方代理、利益相反による代理権の制限、複代理
66 自己契約、双方代理		○15-3			
67 無権代理		W146-1、W146-4、W146-6、W158(1~3)、W159(1~3)			契約の効力、保護手段、無権代理人の責任、催告権、取消権
68 表見代理		W146-1、W146-4、W146-6、W148-3、W160-1			総論、権限論議の表見代理、代理権消滅後の表見代理、代理行為の瑕疵、代理人の能力、代理権授与契約と委任契約などとの関係（代理権授与行為の性質）
69 第三者のためにする契約の効果		W151(1~4)、W152-1、W153-2、W160(3~4)			諾約者が履行しようとしたところ、受益者が受取を拒んだ事例
債務不履行	70 契約の履行と抗弁（同時履行、不安の抗弁）	W153-1		不起訴の合意・同時履行の抗弁権、自然債務	
	71 債務不履行の態様	W154-1		民法392条から394条（履行不能、不完全履行、その他の履行不履行）について具体例を検討	
	72 債務不履行に対する救済（*履行の強制、強制執行）	○15-6			
	73 損害賠償	W149(1~8)、W150(1~3)、W154(2~3)、W154(1~2)、W156-1	JW9		損害賠償の要件と損害額の算定方法、損害賠償と瑕疵担保責任の比較、契約取消と契約解除の場合の損害賠償の比較、第9回JWGのトピック（債務不履行に基づく損害賠償請求）
	74 損害賠償の範囲	○15-7			

	75	不法行為との関係			
契約の解除	76	契約解除	○、W128、 W147(1~5)、 W148(1~2)	○、JW8	第3回JWGのトピック(不実の不動産登記と売買契約)、契約無効の主張権者、第8回JWGのトピック(債務不履行に基づく契約解除)
	77	解除の効果、解除と第三者	○	○	第3回JWGのトピック(不実の不動産登記と売買契約)
危険負担	78	危険負担	○	○	第5回JWGのトピック(危険負担)
	79	債権者代位			
債権者代位権、債権者取 消権	80	詐害行為取消権			
	81	弁済	W120、W121、W122、 W123、W124、W125、 W126	JW6	選択債務と代物弁済の違い、代物弁済、担保目的の代物弁済契約を履行した場合の訴訟の仕方(請求の趣旨、抗弁の内容、引換給付判決)、第6回JWGのトピック(代物弁済契約と清算義務)、引換給付判決の執行方法
債務の消滅	82	弁済の提供と供託	○、W152(4~5)、 W156-3、W157(2、6)、 W158-4、W160(5~6)	○	第5回JWGのトピック(危険負担)、持参債務と取立債務の場合の現実の提供、口頭の提供、弁済充当、利息相互間の弁済充当順序、弁済充当の順序と法定充当との関係
	83	第三者弁済、弁済による代位、代位と担保			
	84	相殺の効果			
	85	相殺と差押え			
	86	免除			
	87	更改			
	88	混同			
	89	消滅時効			
	90	消滅時効の起算点			
	91	消滅時効の中断			
債権譲渡、債務引受	92	債権譲渡			
	93	債権譲渡の対抗要件と効果			
	94	債務引受			
	95	契約上の地位の譲渡	○、W144-3、 W145-1、W146-2、 W146-3、W146-5	○	第4回JWGのトピック(不動産賃貸借・永貸借と当事者の変更)、二重譲渡に 関し、第二譲受人が悪意ないし背信的悪意である場合の第一譲受人の保護方法
契約(売買等)	96	売買			
	97	手付			
	98	試味売買・試用売買			
	99	売買の効力	13-2、3(他人物売 買)	13-3(他 人物売 買)	物権と債権の違いの検討として議論。2001年土地法により他人物売買は違法と固執するメンバーあり
	100	売主の義務と責任、各種の担保責任	○15-12		瑕疵担保責任
	101	買主の義務、引取義務			
	102	買戻し			
	103	交換			
契約(消費貸借)	104	贈与の効果			
	105	消費貸借			
	106	準消費貸借			
	107	利息制限			
契約(賃貸借と使用貸 借)	108	貸主・借主の義務と責任			
	109	賃貸借の意義			
	110	賃貸借の対抗要件	○	○	第4回JWGのトピック(不動産賃貸借・永貸借と当事者の変更)
	111	敷金、保証金?			
	112	賃貸借の効果、保存・修繕、瑕疵担保			
	113	賃借人の滅収、目的物の滅失			
	114	賃貸借の終了と更新、信頼関係破壊理論のようなもの?			
	115	賃貸借の解除			
契約(委任、請負、雇 用、寄託)	116	使用貸借			
	117	委任の意義			
	118	委任の効果(*代理)			
	119	委任の終了(*無権代理、表見代理)			
	120	委任、請負、雇用の違い			
	121	建物の所有権			
	122	請負人の瑕疵担保責任			
	123	雇用契約と安全配慮義務			
契約(組合)	124	寄託(寄託、混蔵寄託、消費寄託、係争物寄託)			
	125	組合契約			
契約(その他)	126	法人との異同(財産の帰属、当事者の権利義務)			
	127	終身定期金			
契約外債務(事務管理、 不当利得)	128	和解(*訴訟上の和解)			
	129	事務管理			
	130	不当利得制度の概要	○14-12	○	JW67
	131	不当利得制度の議論			
	132	利益、損失、因果関係			
	133	現存利益の範囲			
	134	非債弁済			
	135	不法原因給付(*公序良俗)	○14-7		
契約外債務(不法行為)	136	不法行為制度の概要			
	137	権利侵害			
	138	過失責任、過失の概念			
	139	因果関係			
	140	責任能力と監督者の責任			
	141	使用者責任			
	142	法人の不法行為			
	143	公務員の不法行為(国家賠償)			
	144	動物占有者			
	145	製造物責任			
	146	危険物責任			
	147	共同不法行為			
	148	正当防衛、緊急避難、違法性阻却事由			
	149	金銭賠償、原状回復、差し止め			
	150	損益相殺、過失相殺			
債務担保(総則)	151	担保の種類			
	152	債権者平等			
	153	附従性、随伴性、不可分性			
	154	物上保証人と第三取得者の概念			
	155	物上代位			
債務担保(留置権、先取 特権)	156	留置権の成立と効果			
	157	先取特権の種類、内容と効果			
	158	不動産先取特権			
	159	質権の内容と効果	○14-9	○	JW66

債務担保（質権）	160	動産質の對抗要件			
	161	不動産質と抵当権の比較			
	162	権利質			
債務担保（抵当権）	163	抵当権の内容・範囲、成立要件と効力			
	164	抵当権と利用権の関係			
	165	物上保証人			
	166	抵当権の順位			
	167	抵当権の実行			
	168	共同抵当			
	169	抵当権の処分			
	170	抵当権の順位の処分			
	171	抵当権の消滅			
債務担保（根抵当権）	172	根抵当権の機能			
	173	根抵当権の効果			
	174	元本確定			
	175	当事者の相続、合併、債権譲渡			
債務担保（譲渡担保）	176	根抵当権の処分			
	177	譲渡担保の内容と効力			
	178	譲渡担保の設定者による処分			
債務担保（保証、連帯債務）	179	譲渡担保の実行	○14-9	○	JWG6
	180	保証債務			
	181	附従性・随伴性			
	182	連帯保証			
	183	求償			
	184	代位			
	185	連帯債務、絶対効と相対効			
	186	不可分債務、不真正連帯債務、分割債務			
	親族（婚姻、離婚）	187	親族の概念		
188		婚約			
189		婚姻			
190		婚姻無効、取消（*人訴）			
191		婚姻の効力			
192		夫婦財産制			
193		夫婦連帯債務			
194		離婚の要件（実質、手続）（*人訴）			
親族（親子、養子）	195	親子関係の推定と否認			
	196	認知			
	197	親子関係の存在・不存在			
	198	完全養子縁組			
	199	単純養子縁組			
	200	親権の内容と行使			
	201	親権者の決定・変更・停止・はく奪			
	202	財産管理			
	203	未成年後見人の選任と権限・職務			
	204	一般後見			
親族（後見、保佐、扶養）	205	保佐			
	206	扶養			
	207	相続の開始と効果			
相続（法定相続）	208	相続適格、欠格者、廃除			
	209	法定相続			
	210	代襲相続			
	211	特別受益			
	212	寄与分			
	213	遺言相続			
相続（遺言相続）	214	遺言の方式			
	215	遺贈			
	216	遺言執行			
	217	遺留分			
相続（承認および放棄）	218	相続放棄・承認			
	219	相続財産管理			
相続（遺産分割、管理）	220	遺産分割			
	221	債権者との関係			
	222	相続人不存在			
	223	相続回復請求			

民事訴訟法		W121		無効主張権（訴えの利益）（民法第74条）
		○14-9		引換給付判決の執行方法（民法第361Ⅲ）
			JWG6	担保権の実行（民法第496）

民法 RAJP

2012年4月～2016年7月未まで

大テーマ	含まれるテーマ	WG実施日	JWG	裁判官 セミナー (JS)	書記官 セミナー (GCS)	
民法総則	1 民法の位置づけ					
	2 民法適用法	W41, W42, W105				5条、9条、8条
	3 私的自治、強行法規・任意法規	W83				
	4 権利濫用、信義則					
人（自然人、住所、不在者、同時死亡）	5 権利能力、意思能力、行為能力					
	6 人格権とその侵害（差止め、損害賠償）					
	7 制限行為能力者の行為の効果（未成年者、被後見人、被保佐人）					
	8 相手方保護					
	9 不在者の財産管理					
	10 失踪宣告					
	11 同時死亡の推定（軽く）（*相続）					
	12 法人の定義と概念、社団法人と財団法人					
	13 有限責任と無限責任の意義					
	14 法人の設立登記、登記事項					
	15 法人の管理・運営、意思決定					
人（法人）	16 理事の権限・義務とその監督					
	17 代表の概念（代理との異同）、権限外行為の効果					
	18 社員の権利義務					
	19 計算書類					
	20 解散・清算と債権者保護					
	21 物権と債権、物権の種類、物権の消滅					
物権総則	22 物、動産・不動産					
	23 主物と従物、元物と果実					
	24 物権法定主義、一物一権主義					
	25 物権変動の意思主義、形式主義					
物権変動	26 物権変動の対抗要件					
	27 登記の公示力、公信力、推定力					
	28 登記請求権					
所有権	29 所有権の範囲、相隣関係（*地役権）					
	30 所有権に基づく物権的請求権					
占有権	31 占有者の権利義務					
	32 時効制度の目的と理論、援用					
取得時効	33 取得時効					
	34 取得時効と登記					
	35 時効中断事由					
	36 動産所有権、善意取得					
	37 動産の取得時効					
	38 共有の概念、準共有、互有					
共有	39 共有者の権利義務					
	40 共有物分割請求					
占有権	41 占有の態様と承継					
	42 占有保護請求権と本権との関係					
	43 無権限占有の効果					
	44 不動産の特別占有権					
用益物権	45 永借権の意義、効果					
	46 用益権の意義、効果					
	47 使用権の意義・効果					
	48 居住権の意義・効果					
	49 地役権の意義・効果（*相隣関係）					
	50 民法適用法と土地法					
債務総則	51 債務の発生、種類					
	52 法定利率	W60, W82				
	53 多数当事者の債権債務（*連帯債務）					
	54 条件・期限・期間					
意思表示の瑕疵	55 契約の分類、契約自由の原則					
	56 契約の成立、申込みと承諾	W22, W23, W27				
	57 意思表示の瑕疵（錯誤、詐欺、強迫、過剰利得行為）の各態様	W33, W50, W51				代理行為の意思表示の瑕疵（W50, W51）
	58 意思表示の瑕疵と第三者	W33				
	59 心裡留保、虚偽表示	W35				
	60 公序良俗違反	W35				
	61 原始的不能	W35				
	62 第三者保護	W35, W60				不動産取引の取消と第三者（W60）
	63 無効と取消					
	64 追認					
代理	65 代理の要件と効果	W36, W50, W51				代理行為の意思表示の瑕疵（W50, W51）
	66 自己契約、双方代理	W36				
	67 無権代理	W36, W46				代理における権限濫用（W46）
	68 表見代理	W36				
債務不履行	69 第三者のためにする契約の効果					
	70 契約の履行と抗弁（同時履行、不安の抗弁）					
	71 債務不履行の態様					
	72 債務不履行に対する救済（*履行の強制、強制執行）					
	73 損害賠償					
	74 損害賠償の範囲					
契約の解除	75 不法行為との関係					
	76 契約解除	W149-2				登記訴訟（売買契約に基づく移転登記請求訴訟の主文と契約の錯誤取消しを原因とする所有権に基づく抹消登記請求訴訟の主文を、民法関連の不動産登記手続に関する共同省令を参照しながら検討）
危険負担	77 解除の効果、解除と第三者					
	78 危険負担					
債権者代位権、債権者取消権	79 債権者代位					
	80 詐害行為取消権					
債務の消滅	81 弁済	W93				代物弁済
	82 弁済の提供と供託					
	83 第三者弁済、弁済による代位、代位と担保					
	84 相殺の効果					
	85 相殺と差押え					
	86 免除					
	87 更改					

	88	混同				
	89	消滅時効	W111	JW5 (2014.5)		
	90	消滅時効の起算点		JW5 (2014.5)		
	91	消滅時効の中断		JW5 (2014.5)		
債権譲渡、債務引受	92	債権譲渡				
	93	債権譲渡の対抗要件と効果				
	94	債務引受				
	95	契約上の地位の譲渡	W63			
契約（売買等）	96	売買				
	97	手付				
	98	試味売買・試用売買				
	99	売買の効力				
	100	売主の義務と責任、各種の担保責任				
	101	買主の義務、引取義務	W150-3			売買契約に基づき代金と遅延損害金を請求する事案において、求める判決や全部認容する場合の本文の記載方法
	102	買戻し	W93			
	103	交換				
	104	贈与の効果	W62			外国人への不動産贈与
契約（消費貸借）	105	消費貸借	W152(1~2)			金銭消費貸借契約に基づく金銭返還請求事件の求める判決の書き方
	106	準消費貸借				
	107	利息制限	W152			金銭消費貸借契約に基づく金銭返還請求事件の中で、利息の起算日、利息・遅延利息の計算方法及び弁済充当の方法
	108	貸主・借主の義務と責任				
契約（賃貸借と使用貸借）	109	賃貸借の意義				
	110	賃貸借の対抗要件				
	111	敷金、保証金？				
	112	賃貸借の効果、保存・修繕、瑕疵担保				
	113	賃借人の減取、目的物の滅失				
	114	賃貸借の終了と更新、信頼関係破壊理論のようなもの？				
	115	賃貸借の解除				
	116	使用貸借				
契約（委任、請負、雇用、寄託）	117	委任の意義				
	118	委任の効果（*代理）				
	119	委任の終了（*無権代理、表見代理）				
	120	委任、請負、雇用の違い				
	121	建物の所有権				
	122	請負人の瑕疵担保責任				
	123	雇用契約と安全配慮義務				
	124	寄託（寄託、混蔵寄託、消費寄託、係争物寄託）				
契約（組合）	125	組合契約				
	126	法人との異同（財産の帰属、当事者の権利義務）				
契約（その他）	127	終身定期金				
	128	和解（*訴訟上の和解）				
契約外債務（事務管理、不当利得）	129	事務管理	W63, W65, W66			
	130	不当利得制度の概要				
	131	不当利得制度の議論				
	132	利益、損失、因果関係				
	133	現存利益の範囲				
	134	非償弁済				
	135	不法原因給付（*公序良俗）				
	136	不法行為制度の概要	W70	JW3		
契約外債務（不法行為）	137	権利侵害	W70	JW3		
	138	過失責任、過失の概念	W70	JW3		
	139	因果関係	W70	JW3		
	140	責任能力と監督者の責任	W70	JW3		
	141	使用者責任	W70	JW3		
	142	法人の不法行為	W70	JW3		
	143	公務員の不法行為（国家賠償）	W70	JW3		
	144	動物占有者	W70	JW3		
	145	製造物責任	W70	JW3		
	146	危険物責任	W70	JW3		
	147	共同不法行為	W70	JW3		
	148	正当防衛、緊急避難、違法性阻却事由	W70	JW3		
	149	金銭賠償、原状回復、差し止め	W70, W155-1, W158(1~2), W160-2	JW3		不法行為に基づく慰謝料請求の金額の算定方法、不法行為に基づく精神的損害の金額の決め方(物損、精神的障害)、交通事故損害賠償の休業損害
	150	損益相殺、過失相殺	W70	JW3		
債務担保（総則）	151	担保の種類				
	152	債権者平等				
	153	附従性、随伴性、不可分性				
	154	物上保証人と第三取得者の概念				
	155	物上代位				
債務担保（留置権、先取特権）	156	留置権の成立と効果				
	157	先取特権の種類、内容と効果				
	158	不動産先取特権				
債務担保（質権）	159	質権の内容と効果				
	160	動産質の対抗要件				
	161	不動産質と抵当権の比較				
	162	権利質				
債務担保（抵当権）	163	抵当権の内容・範囲、成立要件と効力	W25			gageとの関係
	164	抵当権と利用権の関係				
	165	物上保証人				
	166	抵当権の順位				
	167	抵当権の実行				
	168	共同抵当				
	169	抵当権の処分				
	170	抵当権の順位の処分				
	171	抵当権の消滅				
債務担保（根抵当権）	172	根抵当権の機能				
	173	根抵当権の効果				
	174	元本確定				

	175	当事者の相続、合併、債権譲渡					
	176	根拠当権の処分					
債務担保 (譲渡担保)	177	譲渡担保の内容と効力	W100				譲渡担保設定と公正証書
	178	譲渡担保の設定者による処分					
	179	譲渡担保の実行					
債務担保 (保証、連帯債務)	180	保証債務					
	181	附従性、随伴性					
	182	連帯保証					
	183	求償					
	184	代位					
	185	連帯債務、絶対効と相対効					
	186	不可分債務、不真正連帯債務、分割債務					
親族 (婚姻、離婚)	187	親族の概念					
	188	婚約					
	189	婚姻	W36, W120, W160-1		JS1	CCS1	内縁、養子(養子縁組の実体的成立要件、手続、効果) 離婚の要件、手続、効果等全般)、第1回書記官・裁判官セミナー(養子縁組)、内縁夫婦が離婚訴訟を提起した場合の手続き、
	190	婚姻無効、取消 (*人訴)	W38, W39				重婚、婚姻無効等
	191	婚姻の効力	W36, W85				内縁、姻族
	192	夫婦財産制	W151-3				離婚に伴う財産分割の求める判決(決定)及び主文について
	193	夫婦連帯債務	W148-2, W150-1				夫婦間の連帯債務の分割を含む離婚訴訟による財産の分割
	194	離婚の要件(実質、手続) (*人訴)	W55, W56, W124, W125, W126, W127, W128, W130, W131, W152(3~4), W153(1~2), W155(3~4), W159-3		JW6		手続、親権、法律婚と内縁の場合の手続き、合意による離婚手続き、離婚後の養育費の算定方法、親権者の決定、離婚訴訟中に当事者が離婚・親権・養育費・財産分割の全てに合意した場合の手続き
		内縁	○				内縁夫婦が離婚手続を申立てた場合の裁判所の対応
	親族 (親子、養子)	195	親子関係の推定と否認				
196		認知					
197		親子関係の存在・不存在	W40				
198		完全養子縁組	W28, W29, W30, W139, W140, W144-3, W145-1, W146(1~2), W149-1, W156-1, W158-4, W160-1		W31, JW1		試験養育期間、養子の年齢要件の例外、内縁の夫婦は完全養子縁組(1007条以下)を成立させることができるか、特別養子縁組の離婚手続き・出生登録・氏の変更手続き
199		単純養子縁組	W28, W29, W30, W149-3, W150-2, W160-1		W31, JW1		合意離婚、離婚の際の氏の変更手続き
200		親権の内容と行使	W49, W85				成年後制
201		親権者の決定・変更・停止・はく奪	W155(3~4), W157-3				合意離婚と親権者の決定、親権者の変更と親権者の辞任の違いやその手続について
202		財産管理					
親族 (後見、保佐、扶養)	203	未成年後見人の選任と権限・職務					
	204	一般後見					
	205	保佐					
	206	扶養	○				
相続 (法定相続)	207	相続の開始と効果	○				
	208	相続適格、欠格者、廃除	W87				
	209	法定相続					
	210	代襲相続	W87				欠格、廃除と代襲相続
	211	特別受益					
	212	寄与分	W108, W151-1				寄与分と遺留分減殺、遺産分割後の寄与分の申立て
相続 (遺言相続)	213	遺言相続	○				
	214	遺言の方式	W53, W62				検認手続、日付のない遺言の効力
	215	遺贈					
	216	遺言執行					
	217	遺留分	W108, W113				寄与分と遺留分減殺、負担付贈与と遺留分減殺
相続 (承認および放棄)	218	相続放棄・承認					
	219	相続財産管理					
相続 (遺産分割、管理)	220	遺産分割	○				遺産分割手続中に当事者が分割方法に合意した場合の裁判所の対応
	221	債権者との関係					
	222	相続人不存在					
	223	相続回復請求					
		婚姻家族法	W151(2,4)				第81条(離婚裁判の国際裁判管轄)
		不動産登記手続きに関する共同省令	W151-3				第10条(離婚に伴う財産分割による登記手続き)

民事 RAJP		2012年4月～2016年7月末まで					
	含まれるテーマ	WG実施日	JWG	裁判官セミナー(JS)	書記官セミナー(GCS)	備考	
通則（民事訴訟の目的）	1 民事訴訟の目的、原則						
	2 一審手続の流れ						
	3 訴えの利益	○				過去・未来の法律関係の確認の利益	
	4 口頭弁論						
第一審手続（手続の流れ、訴えの利益、口頭弁論と弁論準備、証拠）	5 弁論準備	W136, W137, W160-1		JS1		手続、外国送達による弁論準備期日、第1回裁判官セミナー(弁論準備手続)	
	6 弁論主義						
	7 証拠の種類と証拠調べの方法	W52, W153-3				鑑定、基礎収入を認定するための証拠方法及びその収集方法、調査の嘱託	
	8 証明と疎明						
第一審手続（判決の種類と効力、訴訟物）	9 訴えの変更						
	10 中間確認判決	○				中間判決を活用できるケース	
	11 反訴						
	12 係争物の譲渡						
少額事件	13 判決の効力、既判力	W119		JS1	CCS1	第1回書記官・裁判官セミナー(人事訴訟手続における民事訴訟手続との違い)(管轄、当事者、審理の方法、判決効など、手続全般)	
	14 欠席判決	W44, W45					
通則（管轄、除斥・忌避）	15 少額事件						
	16 期日・送達	W42, W44, W122, W147(1～2), W159-2			CCS1	送達(意義・効果)、第一回書記官セミナー(送達手続)、コミュニティ長や警察官による送達、夜間や休日の送達、外国送達	
	17 管轄	W119		JS1	CCS1	第1回書記官・裁判官セミナー(人事訴訟手続における民事訴訟手続との違い)(管轄、当事者、審理の方法、判決効など、手続全般)、忌避権濫用	
当事者	18 除斥・忌避	W99					
	19 当事者能力	W69, W119, W147-3, W148-1	JW7	JS1	CCS1	受継※、第7回JWG(人事訴訟における当事者)、当事者能力、当事者適格、訴訟係属中に当事者が死亡した場合の手続、検察官が受継する場合の人事訴訟手続 第1回書記官・裁判官セミナー(人事訴訟手続における民事訴訟手続との違い)(管轄、当事者、審理の方法、判決効など、手続全般)	
	20 共同訴訟						
	21 訴訟参加						
訴訟費用	22 代理人・補佐人						
	23 訴訟費用	W60, W75, W80, W88				勝訴者負担、還付、算定	
上訴・再審	24 控訴と上告	W86				判決確定と上訴取下げ	
	25 控訴事由						
	26 控訴審における判決、第一審判決の変更の範囲						
	27 上告理由						
	28 法律審と事実審						
	29 上告審における判決						
	30 抗告	○				抗告却下決定に対して再審を提起できるか	
督促	31 再審	○				再審事由、再審手続	
	32 督促手続						
仮執行	33 仮執行	W76					
	執行総論	34 強制執行の種類（*民法）	W56, W75				債務者からの執行申立の可否、執行官の権限
		35 執行機関	W58				決定の通知（送達）
		36 執行名義・執行文	W42, W72, W100				特別執行文、譲渡担保と公正証書
		37 外国判決・仲裁判断					
		38 請求異議訴訟、執行文付与に対する異議、第三者異議	W26, W57				執行と第三者、売却直前の弁済と請求異議
		39 執行停止・取消	W154(2～3)	JW9			第9回JWGのテーマ(強制執行の停止と取消)
強制執行、担保実行		40 金銭を目的とする執行（動産）					
	41 差押え禁止財産						
	42 売却						
	43 金銭を目的とする執行（債権等）	W77, W79, W83, W96, W105, W141, W142, W143, W144-1	JW7			差押えの効果と寄託、債権売却の対抗要件、第7回JWG(債権執行)、債権の差押方法、陳述催告、債権の差押決定の書式	
	44 第三債務者との関係	W89, W91				取立訴訟	
	45 金銭を目的とする執行（不動産）	W38, W41, W57, W109				債権者による買受、登記、債務者による物件指定	
	46 売却手続の流れ	W40, W61, W63				任意売却、差押えの衝突、差押えの相対効	
	47 担保権・利用権との関係	W58				引受主義	
	48 船舶						
	49 配当手続	W89				債権執行と不動産執行における配当	
	50 担保権実行	W93				抵当権実行	
51 金銭以外を目的とする強制執行の方法	W98, W73				建物収去の執行、引渡し命令の執行		
保全	52 保全手続の意義	W20, W92, W154-1, W155-2				誤って第三者の物件に行われた仮差押え、保全の書式(別紙と添付書類の違い)	
	53 担保	W67					
	54 仮差押え	W156-2, W157-2				未登記の不動産を仮差押える場合に、債務者が当該不動産の権利者であることを証明するため債権者が裁判所に提出すべき資料、仮差押解放金の定め	
	55 仮処分	W99, W113, W121, W156-2, W158-4	JW7	JS1	CCS1	差押えと処分禁止仮処分の優劣、明渡し断行、第1回裁判官・書記官セミナー(係争物に関する仮処分)、未登記の不動産の権利を保全するために仮処分をする場合、債権者が当該不動産の権利者であることを証明するため、債権者が裁判所に提出すべき資料 国土省が法令に合致しない建築物の建築禁止の仮処分をすることができるか	
	56 保全に対する異議	W26, W146-4				保全と第三者、異議事由	
	57 保全決定の取り消し	W79, W80, W156-2, W158-3				557条の「本案」について、①仲裁事件、②執行事件、③公証人事件、④外国裁判所に対する事件、⑤刑事事件及び⑥行政事件が当たるかについて	
	58 抗告						
	59 保全執行	W121				仮処分の執行	
	60 人事訴訟法	W56, W119, W140, W149(1, 3), W147-3, W148-1	JW7, JW8	JS1	CCS1	離婚と親権、口頭弁論及び判決の言渡しを裁判官室で行うことができるか、人事訴訟の口頭弁論を裁判官室で行った場合は是正方法、上訴・再審の可能性、特別養子縁組・単純養子縁組の離婚訴訟の手続き 第7回JWG(人事訴訟における当事者)、当事者能力、当事者適格、訴訟係属中に当事者が死亡した場合の手続、検察官が受継する場合の人事訴訟手続 第1回書記官・裁判官セミナー(人事訴訟手続における民事訴訟手続との違い)(管轄、当事者、審理の方法、判決効など、手続全般)	

	61	民事非訴訟事件手続法	W53, W144-2, W146-3		JS1	CCS1	遺言書の検認、第1回書記官・裁判官セミナー(民事非訴訟事件手続法)、決定後に当事者が抗告しない合意をした場合、裁判所書記官は抗告期間の経過を待たずに確定証明を出すことができるか、国際養子縁組の成立
	62	国際裁判管轄と準拠法	W151				

民法 BAKC

2012年4月～2016年7月末まで

大テーマ	含まれるテーマ	WG	JWG	SS	BS
民法総則	1 民法の位置づけ				
	2 民法適用法	○	○		
	3 私的自治、強行法規・任意法規	○			
	4 権利濫用、信義則	○			
人（自然人、住所、不在者、同時死亡）	5 権利能力、意思能力、行為能力	○			
	6 人格権とその侵害（差し止め、損害賠償）				
	7 制限行為能力者の行為の効果（未成年者、被後見人、被保佐人）	○			
	8 相手方保護				
	9 不在者の財産管理		○		
	10 失踪宣告	○	○		
人（法人）	11 同時死亡の推定（軽く）（*相続）	○	○		
	12 法人の定義と概念、社団法人と財団法人				
	13 有限責任と無限責任の意義				
	14 法人の設立登記、登記事項				
	15 法人の管理・運営、意思決定				
	16 理事の権限・義務とその監督				
	17 代表の概念（代理との異同）、権限外行為の効果				
	18 社員の権利義務				
	19 計算書類				
	20 解散・清算と債権者保護				
物権総則	21 物権と債権、物権の種類、物権の消滅	○			
	22 物、動産・不動産	○			
	23 主物と従物、元物と果実				
物権変動	24 物権法定主義、一物一権主義	○			
	25 物権変動の意思主義、形式主義	○			
	26 物権変動の対抗要件	○ W154(1~2)	JW9		
	27 登記の公示力、公信力、推定力	○、W137			
所有権	28 登記請求権	○			
	29 所有権の範囲、相隣関係（*地役権）	W137		SS7	
占有権	30 所有権に基づく物権的請求権	○、W142			
	31 占有者の権利義務	W137			
取得時効	32 時効制度の目的と理論、援用				
	33 取得時効	W142			
	34 取得時効と登記				
	35 時効中断事由				
	36 動産所有権、善意取得				
共有	37 動産の取得時効				
	38 共有の概念、準共有、互有				
	39 共有者の権利義務		○		
占有権	40 共有物分割請求				
	41 占有の態様と承継	W142			
	42 占有保護請求権と本権との関係				
	43 無権限占有の効果				
用益物権	44 不動産の特別占有権	W154(1~2)	JW9		
	45 永借権の意義、効果	W146(1~2)、 W157-1			BS11
	46 用益権の意義、効果				
	47 使用权の意義・効果				
	48 居住権の意義・効果				
	49 地役権の意義・効果（*相隣関係）				
債務総則	50 民法適用法と土地法				
	51 債務の発生、種類	○			○
	52 法定利率	W151-3			
	53 多数当事者の債権債務（*連帯債務）				
意思表示の瑕疵	54 条件・期限・期間	○			
	55 契約の分類、契約自由の原則	○		○	
	56 契約の成立、申込みと承諾	○		○	
	57 意思表示の瑕疵（錯誤、詐欺、強迫、過剰利得行為）の各態様				
	58 意思表示の瑕疵と第三者	○	○		
	59 心裡留保、虚偽表示	○			
	60 公序良俗違反				
	61 原始的不能				
	62 第三者保護	○	○		
	63 無効と取消				
64 追認	○12-08				

代理	65	代理の要件と効果	W124, W126	JW6	SS6	代理権濫用事案の解決策、顕名有権代理・非顕名有権代理・無権代理・表見代理・無権代理人の責任のそれぞれの要件・効果と使い分け、実務上起こりうる顕名代理と非顕名代理のケース、カンボジアにおける契約締結時の顕名方法の実務、代理人が詐欺をした場合と代理人が詐欺をされた場合の法律効果、訴訟代理権の授与方法や復代理人の選任、第6回JWGのトピック(代理)、第6回SSのトピック(代理)
	66	自己契約、双方代理	W126	JW6		
	67	無権代理	W126	JW6		
	68	表見代理	W126	JW6		
	69	第三者のためにする契約の効果				
債務不履行	70	契約の履行と抗弁(同時履行、不安の抗弁)				
	71	債務不履行の態様	○		○	第5回BSのトピック
	72	債務不履行に対する救済(*履行の強制、強制執行)	○		○	第5回BSのトピック
	73	損害賠償	○		○	第1回SSのトピック
	74	損害賠償の範囲			○	第1回SSのトピック
	75	不法行為との関係				
契約の解除	76	契約解除	○			他のテーマと関連して随時
	77	解除の効果、解除と第三者	○	○		第3回JWGのトピック
危険負担	78	危険負担				
債権者代位権、債権者取消権	79	債権者代位	○			他のテーマと関連して随時
	80	詐害行為取消権	○			他のテーマと関連して随時
債務の消滅	81	弁済	○		○	第5回BSのトピック
	82	弁済の提供と供託	W147, W159-3			強制執行のテーマに関連して、留置権による強制売却のテーマに関連して
	83	第三者弁済、弁済による代位、代位と担保				
	84	相殺の効果	○		○	債権総論や債権譲渡と関連して。第5回BSでも少し触れた。
	85	相殺と差押え				
	86	免除				
	87	更改	○		○	債権総論や債権譲渡と関連して。第5回BSでも少し触れた。
	88	混同	○		○	債権総論や債権譲渡と関連して。第5回BSでも少し触れた。
	89	消滅時効	○		○	第6回BSのトピック
	90	消滅時効の起算点	○		○	第6回BSのトピック
91	消滅時効の中断	○		○	第6回BSのトピック	
債権譲渡、債務引受	92	債権譲渡	○		SS4	第4回SSのトピック(債権譲渡)
	93	債権譲渡の対抗要件と効果	○		SS4	第4回SSのトピック(債権譲渡)
	94	債務引受				
	95	契約上の地位の譲渡				
契約(売買等)	96	売買				
	97	手付				
	98	試味売買・試用売買				
	99	売買の効力				
	100	売主の義務と責任、各種の担保責任				
	101	買主の義務、引取義務	W150-3			売買契約に基づき代金と遅延損害金を請求する事案において、求める判決や全部認容する場合の本文の記載方法
	102	買戻し				
	103	交換				
契約(消費貸借)	104	贈与の効果				
	105	消費貸借	W152(1~2)			金銭消費貸借契約に基づく金銭返還請求事件の求める判決の書き方
	106	準消費貸借				
	107	利息制限	W152-3			金銭消費貸借契約に基づく金銭返還請求事件の中で、利息の起算日、利息・遅延利息の計算方法及び弁済充当の方法
	108	貸主・借主の義務と責任				
契約(賃貸借と使用貸借)	109	賃貸借の意義	W144(2~3), W156-1		BS11	建物賃貸借契約の建物買取オプション、第11回BSトピック(賃貸借と永賃借)
	110	賃貸借の対抗要件	W156(2~3)		BS11	不動産賃貸借の対抗要件、第11回BSトピック(賃貸借と永賃借)
	111	敷金、保証金?			BS11	
	112	賃貸借の効果、保存・修繕、瑕疵担保	W144(2~3), W156(1~3)		BS11	賃料減額請求権の範囲、賃貸借(有益費償還請求と収去義務の関係、留置権者による留置物の使用)、第11回BSトピック(賃貸借と永賃借)
	113	賃借人の減収、目的物の減失				
	114	賃貸借の終了と更新、信頼関係破壊理論のようなもの?	W145-1, W157-2		BS11	不動産賃貸借の更新拒絶、賃貸借の終了、第11回BSトピック(賃貸借と永賃借)
	115	賃貸借の解除	W157-2		BS11	賃借権譲渡・転賃借、第11回BSトピック(賃貸借と永賃借)
	116	使用貸借				
契約(委任、請負、雇用、寄託)	117	委任の意義				
	118	委任の効果(*代理)				
	119	委任の終了(*無権代理、表見代理)				
	120	委任、請負、雇用の違い				
	121	建物の所有権				
	122	請負人の瑕疵担保責任				
	123	雇用契約と安全配慮義務				

	124	寄託（寄託、混蔵寄託、消費寄託、係争物寄託）				SS8		第8回SSトピック（寄託契約）
契約（組合）	125	組合契約						
	126	法人との異同（財産の帰属、当事者の権利義務）						
契約（その他）	127	終身定期金						
	128	和解（*訴訟上の和解）						
契約外債務（事務管理、不当利得）	129	事務管理						
	130	不当利得制度の概要						
	131	不当利得制度の議論						
	132	利益、損失、因果関係						
	133	現存利益の範囲						
	134	非債弁済	○					債権譲渡や消滅時効と関連して。
契約外債務（不法行為）	135	不法原因給付（*公序良俗）						
	136	不法行為制度の概要	○			○		第2回SSのトピック。
	137	権利侵害						
	138	過失責任、過失の概念						
	139	因果関係						
	140	責任能力と監督者の責任						
	141	使用者責任						
	142	法人の不法行為						
	143	公務員の不法行為（国家賠償）						
	144	動物占有者						
	145	製造物責任						
	146	危険物責任						
147	共同不法行為							
債務担保（総則）	148	正当防衛、緊急避難、違法性阻却事由	○			○		第2回SSのトピック。
	149	金銭賠償、原状回復、差し止め	○, W152-4, W153-2, W155-1, W158(1~2), W160-2			○		第2回SSのトピック、不法行為に基づく損害賠償額の算定方法、積極損害、慰謝料請求の金額の算定方法、精神的損害の金額の決め方（物損、精神的障害）、交通事故損害賠償の休業損害
	150	損益相殺、過失相殺	○			○		第2回SSのトピック。
債務担保（総則）	151	担保の種類						
	152	債権者平等						
	153	附従性、随伴性、不可分性	○					消滅時効や債権譲渡と関連して。
	154	物上保証人と第三取得者の概念						
債務担保（留置権、先取特権）	155	物上代位						
	156	留置権の成立と効果	○, W159(2~4), W160-1	JW9		BS12		民訴の動産執行および不動産執行と関連して。第12回BS予定トピック（動産担保物権）、留置権による強制売却、留置の効力に関連して、引換給付判決は処分主義に違反しないのか、留置権の留置的効力と事実上の優先弁済、第9回JWG予定トピック（動産担保物権の実行）
	157	先取特権の種類、内容と効果	○, W148-2, W149(1~2), W159(2,4)	JW9		BS12		民訴の動産執行および不動産執行と関連して。先取特権（順位、登記手続及び担保権実行手続）、動産先取特権、第12回BS予定トピック（動産担保物権）、第9回JWG予定トピック（動産担保物権の実行）
債務担保（質権）	158	不動産先取特権	○, W148-2, W149(1~2), W159-3					民訴の動産執行および不動産執行と関連して。先取特権（順位、登記手続及び担保権実行手続）
	159	質権の内容と効果	W159(2,4), W160-1	JW9		BS12		動産質権、引渡し、第12回BS予定トピック（動産担保物権）、第9回JWG予定トピック（動産担保物権の実行）
	160	動産質の対抗要件					BS12	
	161	不動産質と抵当権の比較						
債務担保（抵当権）	162	権利質						
	163	抵当権の内容・範囲、成立要件と効力	○			○		第1回BSのトピック。
	164	抵当権と利用権の関係	○			○		第1回BSのトピック。
	165	物上保証人	○			○		第1回BSのトピック。
	166	抵当権の順位	○			○		第1回BSのトピック。
	167	抵当権の実行	○			○		第1回BSのトピック。
	168	共同抵当	○			○		第1回BSのトピック。
	169	抵当権の処分	○			○		第1回BSのトピック。
	170	抵当権の順位の処分	○			○		第1回BSのトピック。
	171	抵当権の消滅	○			○		第1回BSのトピック。
債務担保（根抵当権）	172	根抵当権の機能	○			○		第1回BSのトピック。
	173	根抵当権の効果	○			○		第1回BSのトピック。
	174	元本確定	○			○		第1回BSのトピック。
	175	当事者の相続、合併、債権譲渡	○			○		第1回BSのトピック。
債務担保（譲渡担保）	176	根抵当権の処分	○			○		第1回BSのトピック。
	177	譲渡担保の内容と効力	W157-3, W158-3, W159-2, W157-4,	JW9	SS11	BS12		譲渡担保権者が明認方法を施して善意取得を妨げる方法、譲渡担保権の法律構成、譲渡担保に関する、占有移転・付加一体物の定義、第11回SSトピック（譲渡担保と担保取引法）、第12回BS予定トピック（動産担保物権）、第9回JWG予定トピック（動産担保物権の実行） 譲渡担保との関連にて、第11回SSトピック（譲渡担保と担保取引法）、第12回BS予定トピック（動産担保物権）、動産担保権に関する担保取引法上の担保権、所有権留保など、第9回JWG予定トピック（動産担保物権の実行）
	178	譲渡担保の設定者による処分						
	179	譲渡担保の実行						
債務担保（保証、連帯債務）	180	保証債務						
	181	附従性、随伴性						
	182	連帯保証						
	183	求償						
	184	代位						
	185	連帯債務、絶対効と相対効						

	186	不可分債務、不真正連帯債務、分割債務						
親族（婚姻、離婚）	187	親族の概念	○			BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）	
	188	婚約	○, W126			BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）	
	189	婚姻	○, W126, W144, W148-1	JW8	SS5	BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）、第5回SSのトピック（内縁）、第8回JWGのトピック（内縁）	
	190	婚姻無効、取消（*人訴）	○			BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）	
	191	婚姻の効力	○, W122			BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）、特有財産から生じた果実は特有財産か共有財産か	
	192	夫婦財産制	○			BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）	
	193	夫婦連帯債務	○, W125	JW6		BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）、配偶者の不当な法律行為に他方配偶者の連帯債務が発生するか否か、第6回JWGトピック（代理と夫婦連帯債務が発生すると信じた相手方の保護について）	
	194	離婚の要件（実質、手続）（*人訴）	○, W123, W153-1		SS3	BS7	第7回BSのトピック（婚約・婚姻の成立）、第3回SS（離婚に伴う財産分与）、離婚（生死不明の事実認定、不在者財産管理人および失踪宣告との関係、公示送達による訴状送達）、養育費の算定	
親族（親子、養子）	195	親子関係の推定と否認	○, W138			SS5	BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）、実親子関係（出生届の実務、代理母が出産した子供の母親は誰か、父性推定のルールの確認、父子関係否認の訴え・認知・親子関係不存在確認の訴え・母子関係存在の訴え）、第5回SSのトピック（内縁）
	196	認知	○, W138			SS5	BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）、第5回SSのトピック（内縁）
	197	親子関係の存在・不存在	○, W138			SS5	BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）、第5回SSのトピック（内縁）
	198	完全養子縁組	○, W139				BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）
	199	単純養子縁組	○				BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）
	200	親権の内容と行使	○, W140				BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）
	201	親権者の決定・変更・停止・はく奪	○, W140				BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）、親権者の停止・剥奪・辞任
	202	財産管理	○				BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）
	203	未成年後見人の選任と権限・職務	○				BS8	第8回BSのトピック（実子・養子・親権）
親族（後見、保佐、扶養）	204	一般後見						
	205	保佐						
	206	扶養				SS4	第4回SSのトピック（親族間の扶養義務）	
相続（法定相続）	207	相続の開始と効果	○			○	第2回BSのトピック	
	208	相続適格、欠格者、廃除	○			○	第2回BSのトピック	
	209	法定相続	○			○	第2回BSのトピック	
	210	代襲相続	○			○	第2回BSのトピック	
	211	特別受益	○			○	第2回BSのトピック	
	212	寄与分	○			○	第2回BSのトピック	
相続（遺言相続）	213	遺言相続	○			○	第3回BSのトピック	
	214	遺言の方式	○			○	第3回BSのトピック	
	215	遺贈	○	○		○	第4回BSのトピック、第4回JWGのトピック（相続と登記）	
	216	遺言執行	○	○		○	第4回BSのトピック、第4回JWGのトピック（相続と登記）第4回JWGのトピック（相続と登記）	
	217	遺留分	○			○	第4回BSのトピック	
相続（承認および放棄）	218	相続放棄・承認	○			○	第2回BSのトピック	
	219	相続財産管理						
相続（遺産分割、管理）	220	遺産分割	○	○		○	第2回～第4回BSのトピック、第4回JWGのトピック（相続と登記）	
	221	債権者との関係						
	222	相続人不存在		○			第5回JWGのトピック	
	223	相続回復請求						

民事 BAKC		2012年4月～2016年7月末まで				
	含まれるテーマ	WG実施日	JWG	SS	BS	備考
通則（民事訴訟の目的）	1 民事訴訟の目的、原則					
第一審手続（手続の流れ、訴えの利益、口頭弁論と弁論準備、証拠）	2 一審手続の流れ	W155-1, W155-2		SS10		訴状・答弁書・準備書面 弁護士のための訴訟提起マニュアル（訴状の書き方、被告の住所が不明な場合の対応、被告が海外に居住している場合の対応、申立て手数料の計算、訴状に添付すべき書類等） 訴状書式（金銭消費貸借の事案）
	3 訴えの利益					
	4 口頭弁論					
	5 弁論準備					
	6 弁論主義	W119, W128, W130, W131, W132, W137, W143, W144-1, W150-2, W151(1～2)	JW7		BS10	要件事実（既判力の基準時・効力、ブロックダイヤグラム作成）、第7回JWGトピック（要件事実）、第10回BSトピック（訴状作成と要件事実）
	7 証拠の種類と証拠調べの方法	W153-3				基礎収入を認定するための証拠方法及びその収集方法、調査の嘱託
	8 証明と疎明					
	9 訴えの変更					
第一審手続（判決の種類と効力、訴訟物）	10 中間確認判決					
	11 反訴					
	12 係争物の譲渡					
	13 判決の効力、既判力	W119, W128, W130, W131, W132, W137, W143, W144-1, W150-2, W151(1～2)	JW7		BS10	要件事実（既判力の基準時・効力、ブロックダイヤグラム作成）、第7回JWGトピック（要件事実）、第10回BSトピック（訴状作成と要件事実）
少額事件	14 欠席判決	W155-1				弁護士のための訴訟提起マニュアル（被告の住所が不明な場合の対応、被告が海外に居住している場合の対応）
	15 少額事件					
通則（管轄、除斥・忌避）	16 期日・送達	W158-4				訴状の送達、国際送達と国際裁判管轄
	17 管轄	W158-4				国際送達と国際裁判管轄
	18 除斥・忌避	W151-4				裁判官の忌避が民事執行手続に適用されるか
当事者	19 当事者能力					
	20 共同訴訟					
	21 訴訟参加					
	22 代理人・補佐人					
訴訟費用	23 訴訟費用	W155-1, W155-3				弁護士のための訴訟提起マニュアル（申立て手数料の計算） 訴訟救助（金銭消費貸借契約において遅延利息の合意がある場合、追加の損害賠償は請求できるか？訴訟救助を受けた原告が勝訴した場合、裁判所は立て替えた裁判費用を被告からどのように回収するか？訴訟救助は強制執行手続にも適用されるか？）
	24 控訴と上告					
上訴・再審	25 控訴事由					
	26 控訴審における判決、第一審判決の変更の範囲					
	27 上告理由					
	28 法律審と事実審					
	29 上告審における判決					
	30 抗告					
	31 再審					
督促	32 督促手続					
仮執行	33 仮執行					
	34 強制執行の種類（*民法）					
	35 執行機関	W151-4				裁判官の忌避が民事執行手続に適用されるか
	36 執行名義・執行文					
	37 外国判決・仲裁判断					
	38 請求異議訴訟、執行文付与に対する異議、第三者異議			SS9		第9回SSトピック（第三者異議の訴え）
	39 執行停止・取消					
強制執行、担保実行	40 金銭を目的とする執行（動産）	○, W146(3～4), W147(1～3)			BS9	第9回BSトピック（動産執行と不動産執行）
	41 差押え禁止財産	○, W146(3～4)				
	42 売却	○				
	43 金銭を目的とする執行（債権等）					
	44 第三債務者との関係					
	45 金銭を目的とする執行（不動産）	○, W120, W121, W146(3～4), W147(1～3)			BS9	不動産強制執行と配当、仮差押、抵当権、先取特権等が競合し、賃借権が存在する不動産が強制競売された場合の、各債権者の優劣、第9回BSトピック（動産執行と不動産執行）
	46 売却手続の流れ	○, W146(3～4), W151-4				不動産競売の最低売却価格
	47 担保権・利用権との関係	○, W146(3～4)				仮差押、抵当権、先取特権等が競合し、賃借権が存在する不動産が強制競売された場合の、各債権者の優劣、
	48 船舶					
	49 配当手続	○				
50 担保権実行	○					
保全	51 金銭以外を目的とする強制執行の方法					
	52 保全手続の意義					
	53 担保					
	54 仮差押え					
	55 仮処分					
	56 保全に対する異議					
	57 保全決定の取り消し					
	58 抗告					
	59 保全執行					
	60 人事訴訟法					
61 民事非訴訟事件手続法	W140					子の引渡し等のテーマの関連として、第38条の決定の執行力の規定
62 国際裁判管轄と準拠法						

民法・民事訴訟法 RULE

2012年4月～2016年7月末まで

大テーマ	含まれるテーマ	WG	JWG	RULEセミナー (民法セミナー)	その他
民法総則	1 民法の位置づけ	○			
	2 民法適用法	○			
	3 私的自治、強行法規・任意法規	○			
	4 権利濫用、信義則	○、W118、W119			権利濫用・信義則違反の具体例
人（自然人、住所、不在者、同時死亡）	5 権利能力、意思能力、行為能力	○、W119、W120、W122、W151(1～4)、W153(1～2)	JW9	RS2	権利能力の始期・終期、意思能力、行為能力、第2回民法セミナー(自然人)、第9回JWGテーマ(自然人)
	6 人格権とその侵害（差し止め、損害賠償）	○、W122、W151(1～4)、W153(1～2)	JW9	RS2	第2回民法セミナー(自然人)、第9回JWGテーマ(自然人)
	7 制限行為能力者の行為の効果（未成年者、被後見人、被保佐人）	○、W123			未成年者、一般被後見人、被保佐人、制限行為能力者の取引相手の保護
	8 相手方保護	○、W123			未成年者、一般被後見人、被保佐人、制限行為能力者の取引相手の保護
	9 不在者の財産管理	○			
	10 失踪宣告	○、W120、W122、W152-1、W153(1～2)	JW9	RS2	第2回民法セミナー(自然人)、第9回JWGテーマ(自然人)
	11 同時死亡の推定（軽く）（*相続）	○、W122、W152-1、W153(1～2)	JW9	RS2	第2回民法セミナー(自然人)、第9回JWGテーマ(自然人)
人（法人）	12 法人の定義と概念、社団法人と財団法人	○、W124			法人の必要性、法人の種類、法人の機関
	13 有限責任と無限責任の意義	○			
	14 法人の設立登記、登記事項	○			
	15 法人の管理・運営、意思決定	○			
	16 理事の権限・義務とその監督	○			
	17 代表の概念（代理との異同）、権限外行為の効果	○			
	18 社員の権利義務	○			
	19 計算書類	○			
	20 解散・清算と債権者保護	○			
	21 物権と債権、物権の種類、物権の消滅	○			
物権総則	22 物、動産・不動産	○			
	23 主物と従物、元物と果実	○			
	24 物権法定主義、一物一権主義	○			
物権変動	25 物権変動の意思主義、形式主義	○			
	26 物権変動の対抗要件	○			
	27 登記の公示力、公信力、推定力	○			
	28 登記請求権	○			
所有権	29 所有権の範囲、相隣関係（*地役権）	○			
	30 所有権に基づく物権的請求権	○、W148-2、W149(1～4)		RS1	第1回民法セミナー(所有権に基づく物権的請求権)、所有権に基づく物権的請求権と占有保護請求権、及び自力救済禁止の原則を背景とした両者の関係について
占有権	31 占有者の権利義務	○			
取得時効	32 時効制度の目的と理論、援用	○			
	33 取得時効	○			
	34 取得時効と登記	○			
	35 時効中断事由	○			
	36 動産所有権、善意取得	○、W155(1～3)、W156(1～3)		RS3	第3回民法セミナー(動産所有権の取得)
	37 動産の取得時効	○、W155(1～3)、W156(1～3)		RS3	第3回民法セミナー(動産所有権の取得)
共有	38 共有の概念、準共有、互有	○			
	39 共有者の権利義務	○			
	40 共有物分割請求	○			
占有権	41 占有の態様と承継	○、W125、W155(1～3)、W156(1～3)	JW6	RS3	定義、直接占有と間接占有、占有の移転、占有の消滅部分、第6回JWGテーマ(占有権)、第3回民法セミナー(動産所有権の取得)に関する、善意取得と占有移転の関係
	42 占有保護請求権と本権との関係	○、W126	JW6		第6回JWGテーマ(占有権)、所有の意思のない占有が所有の意思のある占有に変わる場合、占有保護請求権と本権の関係、占有妨害予防請求権手続き
	43 無権限占有の効果	○			
	44 不動産の特別占有権	○			
用益物権	45 永借権の意義、効果	○			
	46 用益権の意義、効果	○			
	47 使用権の意義、効果	○			
	48 居住権の意義、効果	○			
	49 地役権の意義、効果（*相隣関係）	○			
	50 民法適用法と土地法	○			
債務総則	51 債務の発生、種類	○			
	52 法定利率	○			
	53 多数当事者の債権債務（*連帯債務）	○			
	54 条件・期限・期間	○、W150(1～4)、W153-3、W154-1			法律行為の条件(停止条件、解除条件、条件付き権利の処分)
意思表示の瑕疵	55 契約の分類、契約自由の原則	○			
	56 契約の成立、申込みと承諾	○、W127、W128、W130、W131、W136、W137、W138			契約の成立、申込と申込の誘引の違い、申込の効力発生時期、承諾の定義、交叉申込、契約の承諾の効力発生時期、承諾期間の定めのない申込み
	57 意思表示の瑕疵（錯誤、詐欺、強迫、過剰利得行為）の各態様	○、W141、W143、W144(1～3)、W146-2、W146-3、W147(1～3)	JW7		錯誤、錯誤の種類、第7回JWGテーマ(錯誤取消)、詐欺、第三者による詐欺、詐欺取消と第三者、不実の情報、状況の濫用
	58 意思表示の瑕疵と第三者	○、W142、W144-1、W146-2、W146-3	JW7		錯誤取消後の第三者の論点、第7回JWGテーマ(錯誤取消)、第三者による詐欺、詐欺取消と第三者
	59 心裡留保、虚偽表示	○			
	60 公序良俗違反	○			
	61 原始的不能	○			
	62 第三者保護	○、W147-4、W148-1	JW8		第8回JWGテーマ(取消後の第三者)
	63 無効と取消	○、W147-4、W148-1、W154(1～2)、W156-4	JW8		第8回JWGテーマ(取消後の第三者)
	64 追認	○			
代理	65 代理の要件と効果	○、W157(1～3)、W158-1			
	66 自己契約、双方代理	○			
	67 無権代理	○			
	68 表見代理	○			
	69 第三者のためにする契約の効果	○			

債務不履行	70	契約の履行と抗弁（同時履行、不安の抗弁）			
	71	債務不履行の態様			
	72	債務不履行に対する救済（*履行の強制、強制執行）			
	73	損害賠償			
	74	損害賠償の範囲			
契約の解除	75	不法行為との関係			
	76	契約解除			
危険負担	77	解除の効果、解除と第三者			
	78	危険負担			
債権者代位権、債権者取消権	79	債権者代位			現地セミナー
	80	詐害行為取消権			現地セミナー
債務の消滅	81	弁済			
	82	弁済の提供と供託			
	83	第三者弁済、弁済による代位、代位と担保			
	84	相殺の効果			
	85	相殺と差押え			
	86	免除			
	87	更改			
	88	混同			
	89	消滅時効			
	90	消滅時効の起算点			
	91	消滅時効の中断			
債権譲渡、債務引受	92	債権譲渡			
	93	債権譲渡の対抗要件と効果			
	94	債務引受			
	95	契約上の地位の譲渡			
契約（売買等）	96	売買			
	97	手付			
	98	試味売買・試用売買			
	99	売買の効力			
	100	売主の義務と責任、各種の担保責任			
	101	買主の義務、引取義務			
	102	買戻し			
	103	交換			
	104	贈与の効果			
	105	消費貸借			
契約（消費貸借）	106	準消費貸借			
	107	利息制限			
	108	貸主・借主の義務と責任			
契約（賃貸借と使用貸借）	109	賃貸借の意義			
	110	賃貸借の対抗要件			
	111	敷金、保証金？			
	112	賃貸借の効果、保存・修繕、瑕疵担保			
	113	賃借人の滅収、目的物の滅失			
	114	賃貸借の終了と更新、信頼関係破壊理論のようなもの？			
	115	賃貸借の解除			
	116	使用貸借			
契約（委任、請負、雇用、寄託）	117	委任の意義			
	118	委任の効果（*代理）			
	119	委任の終了（*無権代理、表見代理）			
	120	委任、請負、雇用の違い			
	121	建物の所有権			
	122	請負人の瑕疵担保責任			
	123	雇用契約と安全配慮義務			
	124	寄託（寄託、混蔵寄託、消費寄託、保荷物寄託）			
契約（組合）	125	組合契約			
	126	法人との異同（財産の帰属、当事者の権利義務）			
契約（その他）	127	終身定期金			
	128	和解（*訴訟上の和解）			
契約外債務（事務管理、不当利得）	129	事務管理			
	130	不当利得制度の概要			
	131	不当利得制度の議論			
	132	利益、損失、因果関係			
	133	現存利益の範囲			
	134	非償弁済			
	135	不法原因給付（*公序良俗）			
契約外債務（不法行為）	136	不法行為制度の概要			現地セミナー
	137	権利侵害			現地セミナー
	138	過失責任、過失の概念			現地セミナー
	139	因果関係			現地セミナー
	140	責任能力と監督者の責任			
	141	使用者責任			
	142	法人の不法行為			
	143	公務員の不法行為（国家賠償）			
	144	動物占有者			
	145	製造物責任			
	146	危険物責任			
	147	共同不法行為			
	148	正当防衛、緊急避難、違法性阻却事由			
	149	金銭賠償、原状回復、差し止め			現地セミナー
	150	損害相殺、過失相殺			現地セミナー
債務担保（総則）	151	担保の種類			
	152	債権者平等			
	153	附従性、随伴性、不可分性			
	154	物上保証人と第三取得者の概念			
	155	物上代位			
債務担保（留置権、先取特権）	156	留置権の成立と効果			
	157	先取特権の種類、内容と効果			
	158	不動産先取特権			
債務担保（質権）	159	質権の内容と効果			
	160	動産質の対抗要件			
	161	不動産質と抵当権の比較			

	162	権利質				
債務担保 (抵当権)	163	抵当権の内容・範囲、成立要件と効力				
	164	抵当権と利用権の関係				
	165	物上保証人				
	166	抵当権の順位				
	167	抵当権の実行				
	168	共同抵当				
	169	抵当権の処分				
	170	抵当権の順位の処分				
	171	抵当権の消滅				
	債務担保 (根拠当権)	172	根拠当権の機能			
173		根拠当権の効果				
174		元本確定				
175		当事者の相続、合併、債権譲渡				
債務担保 (譲渡担保)	176	根拠当権の処分				
	177	譲渡担保の内容と効力				
	178	譲渡担保の設定者による処分				
債務担保 (譲渡担保)	179	譲渡担保の実行				
	180	保証債務				
	181	附従性、随伴性				
	182	連帯保証				
	183	求償				
	184	代位				
	185	連帯債務、絶対効と相対効				
親族 (婚姻、離婚)	186	不可分債務、不真正連帯債務、分割債務				
	187	親族の概念				
	188	婚約				
	189	婚姻				
	190	婚姻無効、取消 (*人訴)				
	191	婚姻の効力				
	192	夫婦財産制		○		
	193	夫婦連帯債務		○		
	194	離婚の要件 (実質、手続) (*人訴)				
	親族 (親子、養子)	195	親子関係の推定と否認			
196		認知				
197		親子関係の存在・不存在				
198		完全養子縁組				
199		単純養子縁組				
200		親権の内容と行使				
201		親権者の決定・変更・停止・はく奪				
202		財産管理				
203		未成年後見人の選任と権限・職務				
親族 (後見、保佐、扶養)		204	一般後見			
	205	保佐				
	206	扶養				
相続 (法定相続)	207	相続の開始と効果	W159-1	○	RS4	現地セミナー、第4回民法セミナー (法定相続)
	208	相続適格、欠格者、廃除		○		現地セミナー
	209	法定相続	W158-2、W160(1~4)	○	RS4	現地セミナー、第4回民法セミナー (法定相続)
	210	代位相続		○		現地セミナー
	211	特別受益	W158-3、W160(1~4)	○	RS4	現地セミナー、第4回民法セミナー (法定相続)
	212	寄与分		○		現地セミナー
相続 (遺言相続)	213	遺言相続		○		
	214	遺言の方式		○		
	215	遺贈		○		
	216	遺言執行				
	217	遺留分		○		
相続 (承認および放棄)	218	相続放棄・承認		○		
	219	相続財産管理				
相続 (遺産分割、管理)	220	遺産分割		○		
	221	債権者との関係				
	222	相続人不存在				
	223	相続回復請求				

民事訴訟法			W146-1			給料債権等を差押えできる範囲 (民事訴訟法第382条と労働法130条の規定の関係)
-------	--	--	--------	--	--	---

1. プロジェクトの実績 (ACHIEVEMENT)

評価項目	プロジェクトの概要	指標	情報源・データ収集方法
上位目標の達成見込み	<上位目標> カンボジアが民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用し、かつ、将来自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行えるようになる。	1. 民事紛争解決手続及び内容の改善状況	・ 司法関係者への聞き取り調査
		2. 関連法令の起草及び改定実績	・ 起草/改定された法令 ・ 司法関係者への聞き取り調査
プロジェクト目標の達成状況	<プロジェクト目標> 各関係機関の中核となる司法省職員、法曹、及び大学教授の、民事法に関する体系的理解が深まり、その適切な解釈・自立的な運用ができる能力が育成され、講師としてその知識を広く伝えることができるようになる。	1. 司法省による民法・民事訴訟法及び関連法令の運用状況（※例：他省庁所管省令と民事法との整合性の確保が行われるようになった。）	・ 専門家、司法省への聞き取り調査 ・ ベースライン調査結果とモニタリング結果の比較
		2. 裁判所における民法・民事訴訟法及び関連法令の運用実態（※例：法令の適切な解釈に基づく判決がなされ、それに基づく執行が円滑に実施される。）	・ 専門家、司法関係者への聞き取り調査 ・ ベースライン調査結果とモニタリング結果の比較
		3. 司法省及び裁判所による民事法の運用のための改善取組がなされる。	・ 専門家、司法省、司法関係者への聞き取り調査 ・ ベースライン調査結果とモニタリング結果の比較
		4. 王立法・経済大学における講義を通じて、新民事法が学生に教えられる。	・ 大学関係者への聞き取り調査 ・ シラバス等の確認 ・ 授業聴講
アウトプット（成果）の達成状況	成果1. 【人材育成・能力強化①】 MOJ（1）、RSJP（2）、BAKC（3）、RULE（4）にて民法・民事訴訟法を体系的に理解し、運用できる中核人材が育成される。	1-1 ワーキンググループ体制が構築される。	・ ワーキンググループ任命メンバーリスト ・ 専門家からの聞き取り ・ 参加4機関、WGメンバーからの聞き取り
		1-2 ワーキンググループ活動実績	・ 専門家からの聞き取り ・ 各WGの資料
		1-3 ワーキンググループでの議論をまとめた会議録及び発表用資料が作成される。	・ 発表用資料 ・ 専門家からの聞き取り
		1（1）-1 MOJワーキンググループ活動を通じ、セミナー等でトレーナーとして講師を担える職員が養成される。	・ 専門家からの聞き取り ・ WGメンバーへの質問票調査 ・ 司法省およびWGメンバーからの聞き取り
		1（1）-2 MOJワーキンググループ活動を通じ、セミナー等で活用できる普及用の資料が作成される。	・ 専門家からの聞き取り ・ 作成教材
		1（2）-1 RAJPワーキンググループ活動を通じ、民事法理論の理解とその裁判実務への適用ができる教官候補生の養成状況	・ 専門家からの聞き取り ・ WGメンバーへの質問票調査 ・ 学院、WGメンバーからの聞き取り
		1（2）-2 RAJPワーキンググループでの議論を通じ、主に裁判所での事例に基づいた民事法関連教材が作成される。	・ 専門家からの聞き取り ・ WGメンバーからの聞き取り ・ 作成教材
		1（3）-1 BAKCワーキンググループ活動を通じて、弁護士養成校にて講師を務めることのできる人材が養成される	・ 専門家からの聞き取り ・ WGメンバーへの質問票調査 ・ 弁護士会、WGメンバーからの聞き取り
		1（4）-1 RULEワーキンググループ活動を通じて、新民事法を理解した大学講師が養成される。	・ 専門家からの聞き取り ・ WGメンバーへの質問票調査 ・ WGメンバーによる講義のビデオ録画・内容確認

	2. 【人材育成・能力強化②】 司法省職員及び法曹が参加するジョイントワーキンググループにて、各4機関ワーキンググループの代表者による発表を通じて、関係者間で民法及び民事訴訟法に関する知識が共有され、実務上の問題に関する共通認識が形成されるとともに、議論された結果が資料として取りまとめられ、発表者が将来トレーナーとしての役割を担いうる能力が養成される。	2-1 ジョイントワーキンググループ会合の開催実績	・ 専門家からの聞き取り ・ 会合記録、発表資料
		2-2 ジョイントワーキンググループ会合における発表内容	・ 各ワーキンググループ発表資料
		2-3 ジョイントワーキンググループ会合を通じての協議内容及び協議結果ととりまとめ	・ 専門家からの聞き取り ・ 会合議事録
		2-4 ジョイントワーキンググループ会合での発表において、質問への適切な回答ができるなど、トレーナーとしての能力向上が確認される。	・ 専門家からの聞き取り
	3. 【司法省による民事法運用支援】 司法省が内部・外部からの照会や質問及び、民事関連法令の起草・改正、運用に対し、適切に対応する体制及び能力が整備、育成される。	3-1 照会・質問対応体制が整備される	・ 司法省次官からの聞き取り
		3-2 司法省内の対応チームにて、内外からの質問・照会に関し、検討の上、回答案が作成される。	・ 司法省次官からの聞き取り ・ 照会文書・回答文書（内容は未確認）
		3-3 必要に応じて日本人専門家チームに検討内容を整理した上で、照会し、より精度の高い回答を行う。	・ 専門家からの聞き取り ・ 照会内容 ・ 回答記録
		3-4 司法省内検討チームにおいて、検討内容・回答結果等について、記録として保管・集積される。	・ 専門家からの聞き取り ・ 検討内容 ・ 回答記録
	4. 【起草支援】 民法関連不動産登記共同省令が成立し、適切な運用のために必要な知識の普及が行われる。	4-1 民法関連不動産登記共同省令の起草実績	・ 起草された省令
		4-2 民法関連不動産登記共同省令の運用に必要な様式やマニュアル等の整備状況	・ 作成されたマニュアルや様式
		4-3 民法関連不動産登記共同省令に関する普及セミナーの実施実績	・ 普及セミナー開催記録
	投入の実績	カンボジア側の投入実績	カンボジア側の投入は、計画通り実行されたか。
日本側の投入実績		日本側の投入は、計画通り実行されたか。	
その他実績	その他民法・民事訴訟法の普及に資する活動実績		・ 専門家、C/Pからの聞き取り ・ セミナー資料、出席表 ・ 出版物
従前案件の効果発現状況	法制度整備プロジェクト(フェーズ3)に係る上位目標の達成状況 上位目標「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。」	1. 民法適用後の民事紛争解決手段及び内容の質 2. 民法に則った裁判外での紛争解決の質 3. 社会規範としての民法の適用度合い 4. 民法に則った法人登記、供託の利用状況	・ 専門家・司法関係者への聞き取り調査
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)に係る上位目標の達成状況 上位目標「カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。」	1. 民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質	・ 専門家・司法関係者への聞き取り調査

2. 実施プロセスの検証 (IMPLEMENTATION PROCESS)

評価項目	評価設問	必要な情報・データ	情報源・データ収集方法
活動の進捗状況	プロジェクトの活動は計画通りに実施されているか	プロジェクト活動の計画と実績	・ プロジェクト報告書、JCC議事録のレビュー ・ C/P・専門家への聞き取り調査
	計画との乖離があれば、その理由は何か	乖離の理由と講じられた対策	・ プロジェクト報告書のレビュー ・ C/P・専門家への聞き取り調査
技術移転	・ C/Pへの技術（技能）移転は適切か	・ 的確に技術が移転されているか、技術移転の際、どのような工夫がなされているか（技術移転の方法、タイミング、技術レベルの適切性）	・ プロジェクト報告書、JCC議事録のレビュー ・ WGメンバーへの質問票調査 ・ C/P・専門家への聞き取り調査
プロジェクトの実施体制	・ モニタリングの仕組み	・ モニタリング（プロジェクトの進捗状況の確認）はどのように行われていたか（形態・頻度） ・ 進捗状況確認の結果は、関係者に報告・共有されているか。また、プロジェクト活動に反映されているか。 ・ JCCは機能しているか（頻度、参加者、議題、協議結果等）	・ プロジェクト報告書、JCC議事録のレビュー ・ C/P・専門家への聞き取り調査

関係者間のコミュニケーション	・コミュニケーションと問題認識の共有状況	・専門家とC/Pの間で十分なコミュニケーション(課題に対する認識の共有等)が図られていたか ・C/P機関、地方の関係機関との間で十分なコミュニケーション(課題に対する認識の共有等)が図られていたか ・JICA本部/JICAカンボジア事務所、国内支援委員会とプロジェクトとの間で十分なコミュニケーション(課題に対する認識の共有等)が図られていたか	・プロジェクト報告書、JCC議事録のレビュー ・WGメンバーへの質問票調査 ・C/P・専門家への聞き取り調査
相手国実施機関のオーナーシップ	・実施機関のプロジェクトに対する主体性の醸成状況	・C/P機関、地方関係機関のプロジェクトに対する認識・参加の度合い ・C/Pの配置は適性であったか ・プロジェクト予算の負担状況(開始後の予算額の推移)	・プロジェクト報告書のレビュー ・C/P・専門家への聞き取り調査

3. 5項目評価 (FIVE-CRITERIA EVALUATION)

3-1. 妥当性 (RELEVANCE): プロジェクトの実施は妥当であったか?

評価項目	評価設問	必要な情報・データ	情報源・データ収集方法
プロジェクトの必要性と優先度	プロジェクト目標、上位目標はカンボジアの法制度整備戦略や司法改革戦略、その他関連政策との整合性はあるか	・カンボジア「第3次四辺形戦略」(2013年～2017年)、「国家戦略開発計画(2014年～2018年)」、司法省Action Plan(2014～2016)	・関係資料(プロジェクト報告書、カンボジア法制度整備戦略と司法改革戦略、その他の関連政策・戦略)のレビュー ・C/Pと日本人専門家への聞き取り
	プロジェクトがとったアプローチは関係機関のニーズに即したのか。また関係機関の組織的・人的能力の強化手段として適切だったか。	・プロジェクトがとったアプローチに対する関係者の認識、見解	・プロジェクト報告書のレビュー ・専門家とC/Pへの聞き取り
日本の開発援助政策との整合性	プロジェクト目標、上位目標は日本の対カンボジア援助政策との整合性はあるか	・対カンボジア国別援助方針(2012年12月) ・法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(2013年5月) ・カンボジア王国JICA国別分析ペーパー(2014年3月)	関係文書(外務省・JICA)のレビュー
手段としての適切性	日本の技術の優位性はあるか	・日本の対カンボジア法・司法分野での協力実績と強み ・日本の対カンボジア法・司法分野での技術協力に対する関係者の認識	・プロジェクト報告書のレビュー ・専門家とC/Pへの聞き取り
	他スキーム・他援助機関との連携・協調においてどのような相乗効果が得られたか、また期待できるか。	・人材育成支援無償(JDS)、日本司法書士会連合会による国土省への専門家派遣との連携実績(留学による人材育成等) ・他ドナーの法制度整備・司法改革に係る取り組み、相乗効果に関する情報・データ	・JICA本部、金武専門家(国土省)、他ドナー機関(国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、オーストラリア国際開発庁(AusAID))への聞き取り調査

3-2. 有効性 (EFFECTIVENESS): プロジェクトの実施により期待される効果が発現したか?

評価項目	評価設問	必要な情報・データ	情報源・データ収集方法
プロジェクト目標の達成	プロジェクト目標が達成される見込みはあるか	・実績表	・プロジェクト報告書のレビュー ・専門家とC/Pへの聞き取り
ターゲットグループの能力向上	C/Pは、各WGの活動等によって適切な知識や技術を十分に身につけているか	・各WGの普及実績表 ・関係者の意見	・プロジェクト報告書のレビュー ・専門家とC/Pへの聞き取り
因果関係	4つのアウトプット(成果)は、プロジェクト目標の達成のために、必要・十分であるか	・プロジェクト目標とアウトプット(成果)の達成状況と因果関係	・プロジェクト報告書のレビュー ・専門家とC/Pへの聞き取り
	アウトプット達成からプロジェクト目標に至るまでの外部条件は満たされたか/適切か? ・他省庁起案の法令案をチェックする等の司法省の役割が変化しない。 ・カンボジア側各実施機関、協力機関が将来中核となりうる若手人材をワーキンググループメンバーに任命する。 ・司法省内検討チームにおいて、検討内容・回答結果等について、記録として保管・集積される。	・助言・監督に関する中央司法関係機関のマンデート ・WGメンバーリスト ・司法省内での検討内容・回答記録	・プロジェクト報告書のレビュー ・専門家とC/Pへの聞き取り
	プロジェクト目標の達成に影響を与えた貢献・阻害要因はあったか	・貢献・阻害要因の事例(例:支援対象の法案の立法化プロセス)	・プロジェクト報告書のレビュー ・専門家とC/Pへの聞き取り

3.3. 効率性 (EFFICIENCY)：プロジェクトは効率的に実施されたか？

評価項目	評価設問	必要な情報・データ	情報源・データ収集方法
成果(アウトプット)の達成	4つの成果(アウトプット)は達成されるか	・実績表	・実績表
因果関係	成果(アウトプット)を達成するために十分な活動であったか	・活動実施計画(Plan of Operation)と活動実績の対応表 ・関係者の意見	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
投入の適切さ・タイミング	<日本側> 活動を行うために過不足ない量・質の投入が、タイミングよく実施されたか。(専門家、供与機材、研修)	・専門家派遣実績、機材実績(利用状況)、研修員受入れ実績 ・関係者の意見	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する質問票・聞き取り
	<カンボジア側> 活動を行うために過不足ない量・質の投入が、タイミングよく実施されたか。(C/Pの配置、能力)	・C/P配置状況 ・関係者の意見	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
コスト	類似プロジェクトと比較して、プロジェクトの予算、日本側・カンボジア側のコスト負担は適正規模だったか	・プロジェクトコスト負担実績 ・関係者の意見	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り

3.4. インパクト (IMPACT)：プロジェクト実施により波及効果はあるか？

評価項目	評価設問	必要な情報・データ	情報源・データ収集方法
上位目標達成の見込み	上位目標は、今後プロジェクトの効果として達成される見込みがあるか	・上位目標の指標の実績 ・関係者の意見	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
因果関係	プロジェクト目標から上位目標に至るまでの外部条件は満たされているか/適切か ・育成した中核人材が、各機関において講師として講義する機会が与えられるなど、活用される。	・外部条件の影響と充足状況	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
	上位目標の達成に影響を与えている貢献・阻害要因は何か、また今後予想される貢献・阻害要因は何か	・該当する事例の確認	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
波及効果	上位目標以外の予期しなかったプラス・マイナスの効果・影響はあったか	・該当する事例の確認	・報告書/実績表のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り

3.5. 持続可能性 (SUSTAINABILITY)：プロジェクトの効果は、プロジェクト終了後も継続・発展していくか？

評価項目	評価設問	必要な情報・データ	情報源・データ収集方法
政策・制度面	プロジェクトの効果を持続可能にするカンボジア側の司法改革分野の政策・戦略が担保されているか	・関係者の意見 ・担保されていることを示唆する戦略、方針	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
財政面	C/P4機関で予算措置は十分講じられてきたか、今後の予算確保のための対策は十分か	・関係者の意見 ・予算負担の推移	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
組織面・技術面	技術移転を受けた人材並びに成果品(教材等)は各C/Pにて、今後も有効に活用されるか。 C/Pに移転された技術や知識を定着、強化する仕組みが各C/Pにあるか？	・関係者の意見 ・活用されることを示唆する具体的な事例	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り
持続性の貢献・阻害要因	持続性に影響を与えている貢献・阻害要因は何か、また今後持続性に影響を与えるであろう貢献・阻害要因は何か	・プロジェクトの貢献・阻害要因の事例	・報告書のレビュー ・C/Pと専門家に対する聞き取り

Terminal Evaluation on
“Legal and Judicial Development Project (Phase 4)”
Questionnaire for Working Group members (Ministry of Justice (MOJ), Royal Academy for
Judicial Professions (RAJP), Bar Association of Kingdom of Cambodia (BAKC) and Royal
University of Law and Economics (RULE)

Dear sir/madam,

This is a questionnaire for the Terminal Evaluation of the Japanese Technical Cooperation Project “**Legal and Judicial Development Project (Phase 4)**” implemented by Ministry of Justice (MOJ), Royal Academy for Judicial Professions (RAJP), Bar Association of Kingdom of Cambodia (BAKC) and Royal University of Law and Economics (RULE) in Cambodia and JICA. The Project, with the purpose of “*Core members of the MOJ officials, the legal professionals and the lecturers at university enhance the comprehensive understanding of the Civil Code and the Code of Civil Procedure, in order to implement these laws properly and independently and to disseminate them widely.*” started in April 2012 for the duration of five years to March 2017. Since the Project reaches the last 6 months of the cooperation period, JICA has decided to review the performance and achievements, and summarize recommendations of the Project.

This questionnaire is designed to be responded by the counterpart personnel of Cambodia as individual, so please answer the questions based on your own view or opinion. Data gathered through this questionnaire will be dealt by an external consultant hired by JICA. Although aggregated and analyzed data will be presented in public, each answer sheet of the questionnaire will not appear in public.

Please fill in the questionnaire by selecting options and giving details as instructed, making answers as specific and concrete as possible. Please kindly skip some questions if they require information difficult to disclose for confidentiality reasons, or irrelevant to your activities in the Project.

It would be highly appreciated if the filled-in questionnaire could be returned to me **through email** to hiroshi_bingo@cdc-kobe.com **by Monday, 25th July 2016**, or submit hard copy to me afterward.

Thank you for your cooperation.

Hiroshi BINGO (Mr.)
 Email address: hiroshi_bingo@cdc-kobe.com
 Consultant- Evaluation Analysis
 JICA Terminal Evaluation Team

Instructions

- For multiple choice questions, please select and tick ONE answer for each question. If you answer electronically, please either check the box; highlight the selected answer; change the color.

Your Name: (Mr / Ms) Given Name:	Family Name:
Job title:	
Section:	
Contact number / Email address:	
Month and Year of joining working group:	

I. 活動と実績 (Activities and achievements)		
1-1	WG の活動は、扱ったテーマを理解する上で役立つと感じますか？ (Do you think that activities in the Working Group was useful for understanding the themes?)	1. () Yes, very much 2. () Yes, to some extent 3. () No, not much 4. () Not at all 5. () Other
1-2	WG でこれまでに扱ったテーマの中で、最も興味深かったものは何ですか。また、そう感じたのは何故ですか。(What was your most interesting theme discussed in the Working Group? Why do you think so?)	
1-3	WG でこれまでに扱ったテーマの中で、十分理解できなかったと思う点がありますか。 (Among the themes discussed in the Working Group, is there any topic which you think it difficult to understand?)	
1-4	WG で今後特に扱ってほしいと思うテーマはありますか。 (Is there any theme you think it is good to be covered for discussion in the Working Group in future?)	
1-5	WG のやり方について、改善したい点がありますか。 (Do you have any suggestion for improvement of the Working Group activities?)	
1-6	民法・民事訴訟法について、質問されて答えたり、誰かに教えたりした経験はありますか。 1. はい → ある場合、質問 1-7～1.9 に答えてください 2. いいえ→ある場合、質問 1-10 に答えてください。 (Have you had a chance to conduct lecture or teach (when asked from others) on the topics discussed in the Working Group (i.e., Civil Code (CC) and/or the Code of Civil Procedure (CCP))? 1.() Yes →Please go through 1-7 to 1-9. 2.() No →Please go to 1-10.)	
1-7	どんな人に対して、どんな内容を教えましたか。 (Please indicate to whom or where did you deliver a lecture and which topic did you teach?)	
	場所 (Places)	内容(Topics)
	職場の同僚に対して (To your colleagues)	
	大学にて (In the universities) (大学名:) (Name of universities:)	
	RAJP や LTC にて (In RAJP and/or LTC) (学校名:) (Name of the School)	
	その他 (Others):	
1-8	他人に教える際に、何かの教材や過去のセミナーや JWG の配布資料などを使ったことはありますか。あるとしたら、どんなものですか。	

	<input type="checkbox"/> 民法 <input type="checkbox"/> 民事訴訟法 <input type="checkbox"/> 民事訴訟法逐条解説 <input type="checkbox"/> 民事訴訟法要説 <input type="checkbox"/> 民法逐条解説 <input type="checkbox"/> 民法・民事訴訟法に関するセミナーの資料 (WG で作成) <input type="checkbox"/> 専門家からの資料 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(Did you use the following materials when you delivered a lecture or taught others? Please select all the items concerned.)
	<input type="checkbox"/> CC <input type="checkbox"/> CCP, <input type="checkbox"/> Commentary on CC <input type="checkbox"/> Commentary on C CP, <input type="checkbox"/> Textbook on CCP <input type="checkbox"/> Seminar materials (prepared in Working Group), <input type="checkbox"/> Materials provided by JICA Experts <input type="checkbox"/> Others ()
1-9	相手に理解してもらおうのが難しかった点がありますか。そのために何か工夫をしましたか。 (Did you face difficulty when you had a lecture or teach? If yes, what measure did you take in order to overcome the difficulty?)
1-10	他人に教えた経験のない場合、その理由は何ですか。 (If you do not have a chance to teach or deliver a lecture, please indicate the reasons.)

II. 投入 (Inputs)		
日本側の投入について (Inputs of Japanese side)		
2-1	JICA 専門家は、専門性、技術レベル、知識、期間、タイミングについて求められるニーズを満たしていると感じますか？ (Do you think that the JICA expert(s) met the needs of the Project in terms of expertise, level of skills and knowledge, duration and timing of the service, etc.?)	1. () Yes, very much 2. () Yes, to some extent 3. () No, not much 4. () Not at all 5. () Other
2-2	JICA 専門家の派遣について、改善したい点がありますか？ (派遣回数、期間等) (Do you have any suggestions for improving the dispatch of JICA expert(s)?(times, duration)	

III. 実施プロセス (Implementation process)		
3-1	JICA 専門家とのコミュニケーションに難しい点がありましたか？ (Have you experienced any difficulties in communicating with the JICA expert(s)?)	1. () Yes, very much 2. () Yes, to some extent 3. () No, not much 4. () Not at all 5. () Other
3-2	もしある場合、どのような点ですか。 (If yes, what were the difficulties?)	
3-3	カンボジア側の他の実施機関(MOJ、RAJP、BAKC、RULE)とのコミュニケーションに難しい点がありましたか？	1. () Yes, very much 2. () Yes, to some extent

	(Have you experienced any difficulties in communicating with the other implementing agencies of Cambodia (i.e., MOJ, RAJP, BAKC, and RULE) in implementing the Project?)	3. () No, not much 4. () Not at all 5. () Other
3-4	もしある場合、改善のための提案はありますか？ (If yes, what are your suggestions in overcoming these difficulties?)	

その他、伝えたいことがあれば書いてください。
(If you have any comments, please feel free to elaborate below)

Please return your filled-in questionnaire through email to hiroshi_bingo@cdc-kobe.com
By Monday, 25th July 2016, or submit hard copy afterward.

Thank you very much for your time and great cooperation!

民法・民事訴訟法普及プロジェクト終了時評価調査

質問票

1. 従前プロジェクト、および本プロジェクトの協力（成果4【起草支援】：民法関連共同省令が成立し、適切な運用のために必要な知識の普及が行われる）により、2013年1月に民法関連の不動産登記共同省令が発令され、また登記簿サンプルも整備されましたが、当時と比較して、現在までの国土省における運用状況について、以下の点を踏まえてどのようにお考えでしょうか？
 - ・ 国土省内での民法関連・実務上の知識の普及・浸透（WGメンバーによる省内の他の職員、登記官などへの普及・指導など）
 - ・ 同法・登記（通達・指示書など）に関する他省庁等からの問い合わせへの実施体制と対応状況（チーム編成、回答案作成など）
 - ・ 整備された登記簿サンプルは実務で活用されているか。

2. 国土省に赴任されてから、不動産共同省令の運用について、主にどのような取り組みをされておりますか？（※2014年1月「司法書士 世界みてある記 カンボジア王国不動産登記実務技術支援プロジェクト」を拝読させて頂きました。当時検討されていた不動産登記共同省令関連詳細マニュアルの整備状況を含めた、現在までの取り組みや成果など、簡潔に伺えますか。）

3. 不動産登記実務技術支援プロジェクトにおいて、民法・民事訴訟法普及プロジェクトと連携・相乗効果を高めるような取り組みは、国土省・司法省を対象とした抵当権をはじめとする不動産登記普及セミナーや、未登記不動産の執行・保全に関する共同省令、抵当権の実行にかかる執行分付与手続の検討についての連携のほかにございますか？また、これらの活動の効果をどのようにお考えですか？

4. 今後、民法・民事訴訟法に関する不動産登記共同省令の運用に向けて、どのような課題が特に重要だとお考えですか？

5. 4の課題に対して、どのような対応策が求められるとお考えですか？またその中で、国土省、司法省においては、どのような役割を果たすことが期待されるとお考えですか？

ご協力頂き誠にありがとうございました。

以上

